

津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事

図面リスト					
機械設備工事				電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
M-01	特記仕様書（1）	M-15	普通・特別教室棟 2階平面図	E-01	特記仕様書（1）
M-02	特記仕様書（2）	M-16	普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図	E-02	特記仕様書（2）
M-03	位置図・配置図	M-17	普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図	E-03	特記仕様書（3）
M-04	空調設備 凡例・機器仕様 参考要領図	M-18	フェンス・基礎詳細図（参考）	E-04	高圧単線結線図
M-05	配管系統図			E-05	分電盤結線図
M-06	空調設備 普通・特別教室棟 1階平面図			E-06	電気設備 普通・特別教室棟 1階平面図
M-07	空調設備 普通・特別教室棟 2階平面図			E-07	電気設備 普通・特別教室棟 2階平面図
M-08	空調設備 普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図			E-08	電気設備 普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図
M-09	空調設備 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図			E-09	電気設備 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図
M-10	空調制御設備 普通・特別教室棟 1階平面図			E-10	キュービクル設置要領図
M-11	空調制御設備 普通・特別教室棟 2階平面図			E-11	高圧単線結線図（撤去）
M-12	空調制御設備 普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図				
M-13	空調制御設備 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図				
M-14	普通・特別教室棟 1階平面図				

機械設備工事特記仕様書												
1 工事名稱	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	(11) 発生材の処理等	□ 建築工事に準じる	(23) その他	□ 給水管	9 (1) 工事細目	部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。					
2 工事場所	津市 河芸町一色 地内	1) 引渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。	1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。	□ 給水管	□ 水道用硬質塩化ビニルライング銅管 JWWA K116 (一般: SGP-BV 地中: SGP-VD)							
3 建築概要	消施令の適用 7項	2) 特別管理業者廃棄物 () 処理方法 ()	2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に	□ フランジ付硬質塩化ビニルライング銅管 WSP 011 (一般: SGP-FVA, FVB 地中: SGP-FVD)								
4 適用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房工事標準部監修 「公共建築工事標準仕様書」(建築、電気、機械設備工事編) 平成28年版 「公共建築改修工事標準仕様書」(建築、電気、機械設備工事編) 平成28年版 「公共建築設備工事標準規格」(建築、電気、機械設備工事編) 平成28年版 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建設設備耐震設計、施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。	3) 現場内において再利用を図るもの □ 発生土 □ その他 () 4) 再資源化を図るもの (□ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 建設発生木材) 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場再生品調査」を提出すること。また再利用を図るものについても書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないもの、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。(※B1と B2, D票を提示すること。)	5) 継ぎ手はア内蔵式とする。 ※給水管100mはねじ式はフランジ接合、125m以上はフランジ接合(工場加工)とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中: HVIP) □ 水道用ポリエチレン管 JWWA K 144 (地中: PE) □ 水道用ステンレス鋼管 JWWA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。									
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不必要な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することを将来不具合が発生すると判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合ひについては予め当該工事開港期間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調査不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により直ちに施工を行うこと。	(12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない (13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし () 2) 施工可能時間帯 ■ 指定なし □ 指定あり (時 ~ 時)	6 工事種目	給排水衛生設備工事	□ 屋外給水設備工事	□ 屋内給水設備工事	□ 屋外排水設備工事	□ 屋内排水設備工事	□ 衛生器具設備工事	□ 屋外ガス設備工事	□ 屋内ガス設備工事	□ その他
		(14) 施工工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、開工工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 ■ 指定なし □ 指定あり (平成 年 月 日)	7 工事概要	空調設備工事	■ 機器設備工事	■ 配管設備工事	□ 換気設備工事	□ 雜排水管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドネジ式継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 (地中・コアクリート埋設は防食ペーブ重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125m以下はVP、150m以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管RF-VP) 規格品に纏維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。			
		(15) 仮設工事 構内既存の施設 □ 建築工事に準じる	8 総合調整	□ 便所 ■ 利用できる □ 利用できない 2) 事用工水 □ 利用できる(有償) ■ 利用できる(無償) □ 利用できない 3) 事用電力 □ 利用できる(有償) ■ 利用できる(無償) □ 利用できない ※ 本事業は新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本社工事に含まれる。 (16) 足場 □ 建築工事に準じる 1) 内部足場 ■ 脚立 □ 足場板 2) 外部足場 ■ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 ■ 適用する □ 適用しない ※設置する足場においては、「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、手さん及び幅木の性能を有する足場とし、足場の組立て、構体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり先行工法又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	□ 通気管	□ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ※ 継ぎ手はドネジ式継ぎ手又は、MD継ぎ手を使用 (地中・コアクリート埋設は防食ペーブ重巻き) □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125m以下はVP、150m以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管RF-VP) 規格品に纏維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。						
		4) 施工図・施工図はC ADにより作成し、提出すること。 ※ 工事写真は常時工事写真撮影領(平成28年版)に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。	9 (2) 計算機等 各機器のドレン、冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。	□ 污水管	□ 排水用硬質塩化ビニルライング銅管 WSP 042 ※ 同上MD継ぎ手 JIS MD1 002 □ 土間: 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 土間: リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125m以下はVP、150m以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管RF-VP) 規格品に纏維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。							
		(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建蔽材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見積メーク又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。	10 (1) 鋼管等 本工事は、空冷ヒートポンプバッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。 各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。	□ 鉛管	□ 排水・通気用鉛管 SHASE-S203							
		2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (2) 給湯管 本道は、水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管 JWWA K 140 (一般: SGP-HWLP 地中: WHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管)									
		3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: ・間伐材製工事用パリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ())	10 (3) 水道用 □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管 JWWA K 140 (一般: SGP-HWLP 地中: WHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管)									
		4) 設計図面に記載の品種等は、本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。	10 (4) 一般配管用 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448									
		5) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (5) ガス管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 土間: 塗化ビニール被覆管(黒) □ ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774 (地中: PE) ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。 ガス事業者の供給規範に準じる									
		6) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名:)	10 (6) 消火管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆管(白) WSP041 (SGP-VS) ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。									
		7) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (7) 屋外埋設排水 □ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) □ 排水用パイプ(硬質ポリ塩化ビニル) AS-58 (RE-P-VU) □ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9797 (RS-VU) ※ 125m以下はVP、150m以上はVUとする。 □ コンクリート管 JIS A 3372 (プレキャスト鉄筋コンクリート製品) (類水路用耐心筋力鉄筋コンクリート管)									
		8) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名:)	10 (8) 冷温水配管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管 JWWA K 140 (一般: SGP-HWLP 地中: WHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管)									
		9) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (9) 冷却水管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) □ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管 JWWA K 140 (一般: SGP-HWLP 地中: WHLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニルライニング銅管)									
		10) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (10) ドレン管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 (SGP-白) ■ 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 (VP・VU) □ 保溫層付硬質ポリ塩化ビニル管 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管 JIS K 9798 (RF-VP) ※ 125m以下はVP、150m以上はVUとする。 □ 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741 (硬質塩化ビニル管VP) 又は JIS K 9798 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル泡発泡三層管RF-VP) 規格品に纏維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。									
		11) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (11) 冷媒管 □ 鋼及び銅合金継手無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 ■ 断熱材被覆銅管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保溫厚さ ガス管 20mm、液管 10mm(液管呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい)とする。 ※ 冷媒用銅管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。									
		12) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (12) 油管 □ 配管用炭素鋼管(白) JIS G 3452 溶接接合									
		13) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (13) 蒸気管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452									
		14) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	10 (14) ブライン管 □ 配管用炭素鋼管(黒) JIS G 3452									
		15) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		16) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		17) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		18) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		19) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		20) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		21) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		22) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		23) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		24) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		25) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		26) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		27) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10K とし、それ以外は ビブライニング管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。									
		28) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。	※弁類 揚水ポンプ(二次側)、消防ポンプ(二次側)、水道直面部は 10									

※ 横走り管の吊り隔間		
鋼管	100A以下 125A以上	— — 3m以下
ビニル管	80A以下 耐火二層管	— 1m以下 2m以下
鋼管	100A以上	— 2m以下
鉛管		1.5m以下
鋳鉄管		標準図による

※ 横走り管形鋼振れ止め支持間隔		
支持間隔	6m以下	8m以下 12m以下
鋼管	—	50A~100A 125A~
鋳鉄管		
ビニル管	25A~40A	50A~100A 125A~
耐火二層管		
鉛管		

※ 冷媒用鋼管の横走り管の支持間隔
基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形鋼振れ止め支持間隔は、钢管に準ずる。

(2) ダクト工事
矩形ダクト 亜鉛めっき鋼板 JIS G 3302 (SGCC・SGCCA) 鋼板付着Z18以上
ステンレス鋼板 JIS G4305
工法 アンダーフランジ工法
共板フランジ工法
スライドオフランジ工法
形鋼補強 山形鋼 JIS G 3101 SUS鋼材 JIS G 4317
丸ダクト スパイラルダクト
下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保溫塗装工事		
1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。		
グラスウール保温材	保温筒 JIS A 9504 2号 40K	
(屋内一般等)	保温板、保温帶 JIS A 9504 2号 40K	
給水管 排水管 給湯管	冷水・冷温水管	温水管
蒸気管	冷水・冷温水管	冷媒管
(屋外等)		
給湯管	温水管	蒸気管
冷媒管		冷水・冷温水管
ロックウール保温材	保温板、保温帶、ブランケット	
(防火区画貫通部等)	1号JIS A 9504	
給水管 排水管 給湯管	冷水・冷温水管	温水管
蒸気管	冷水・冷温水管	冷媒管

ポリスチレンフォーム保温材		
(屋内一般等)	保温筒 JIS A 9511 3号	
給水管 排水管	冷水・冷温水管	冷水管 (2~4°C)
ブライン管		
(屋外等)		
給水管 排水管	給湯管	冷水・冷温水管
ブライン管	消火管	
調合ペイント塗り塗料	JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種	
(露出)	給水管 排水管 通気管 ドレン管	
ガス管	消火管 油管 冷却水管	

2) 保温厚					
・ グラスウール、ロックウール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	—	200A~	—
膨張・温水・消火管	~25A	—	32~50A	65A~	—
冷水・冷温水・冷媒管	—	—	~25A	32~200A	250A~
・ ポリスチレンフォーム					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・消火・排水管	~80A	100A~	—	—	—
冷水・冷温水管	—	—	~25A	32~200A	250A~
冷水管 (冷水温度2~4°C)	—	—	~20A	25A~100A	125A~
ブライン管	—	—	—	~25A	32~80A
・ モーターダクト保温厚					
保温厚					
25mm	ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫] 、隠蔽部) 、消音チャンバー・エルボ 形鋼タンク、鋼板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)				
50mm	ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下]) 、サプライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックウール)				
75mm	煙導 (ロックウール)				

3) 様別 給排水衛生設備配管の保温仕様
1 2 3 4
屋内露出 保温筒 鉄線 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 保温筒 鉄線 原紙 アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内 フロア化粧保温筒 アルミガラスクロス粘着テープ
暗渠内 (ビット内) 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガラス
屋外露出 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
※ 2) サーモ管工法、架橋ボリタレン、ボリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様)
1 2 3 4 5
屋内露出 保温筒 鉄線 合成樹脂製カバー
機械室・書庫・倉庫 保温筒 鉄線 原紙 アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内 フロア化粧保温筒 アルミガラスクロス仕上
(温水・蒸気管以外) 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム 着色アルミガラス
屋外露出 保温筒 鉄線 ポリエチレンフィルム SUS鋼板仕上

※ 1) 冷媒管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を断熱材被覆鋼管を使用した場合の保温種別
■ 保温板 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様
1 2 3 4 5
冷水・冷温水タンク 鋼板製タンク 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ 鋼板 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
温水・膨張・温水 鋼板 保温板 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
温水タンク 鋼板 保温板 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダ 鋼板 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板仕上 カラー鉄板 (屋内)

※ 1) 密閉型膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様
1 2 3 4 5
長方 屋内露出 一般・廊下 鋼板 保温板 カラー鉄板
形鋼室 ダクト 屋内露出 一般・廊下 鋼板 保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋内隠蔽、D S内 屋内隠蔽、D S内 鋼板 保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
屋外露出、多湿箇所 屋外露出、多湿箇所 鋼板 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板
スパ チャンバー ハーフダクト 屋内隠蔽、多湿箇所 屋内隠蔽、多湿箇所 鋼板 保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
イラ ハーフダクト 屋内隠蔽、多湿箇所 屋内隠蔽、多湿箇所 鋼板 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板
ルダ ハーフダクト 屋内隠蔽、多湿箇所 屋内隠蔽、多湿箇所 鋼板 保温板 アルミガラスクロス粘着テープ
ト屋外露出、多湿箇所 屋外露出、多湿箇所 鋼板 保温板 ポリエチレン フィルム 鉄線 SUS鋼板
サプライチャンバー、エルボ 屋内隠蔽 鋼板 保温板 ガラスコロス 鋼板甲金網
排煙ダクト長方形 屋内隠蔽 鋼板 保温板 ガラスコロス アルミガラスクロス粘着テープ
排煙ダクト円形 屋内隠蔽 鋼板 保温板 ガラスコロス アルミガラスクロス粘着テープ
煙道 フランジ 鋼板 保温板 カラー鉄板

※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温筒、1号を用いる。

※ 2) 1号ランプケットは、JIS G 3554 (亜鉛金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55による防錆処理を施した平ラス0号で外側補強したものを使用。

※ 3) 銅亜鉛金網は、JIS H 3260 網目10、線径0.5

配管用炭素鋼管の塗装仕様
機材 状態 塗料の種別 塗り回数 備考
白管 露出 調合ペイント 下塗り 中塗り 上塗り 下塗りはさび止めペイント
黒管 露出 調合ペイント 2 1 1 下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

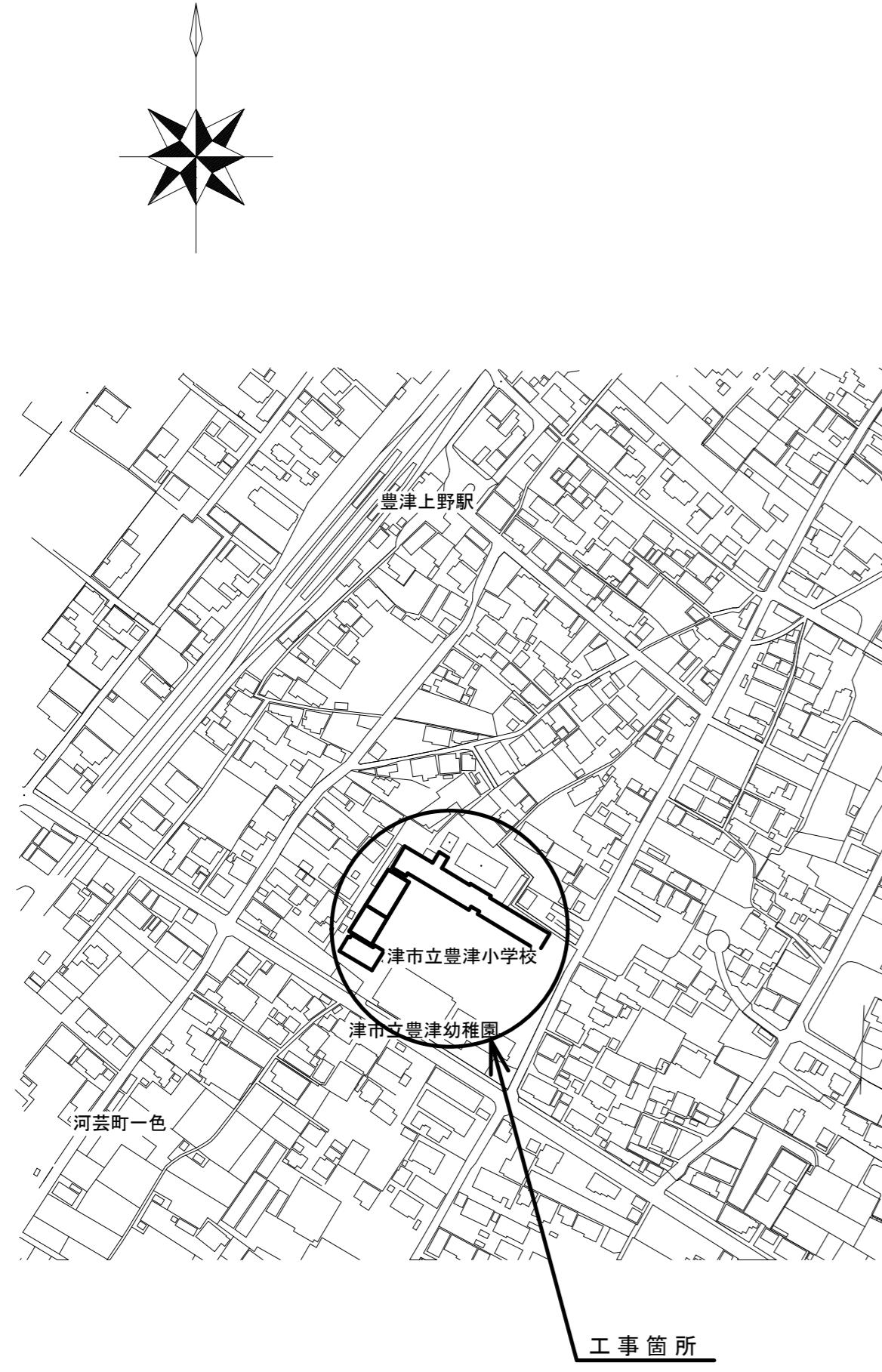
4) 施工
ダクト保温施工範囲
1. S A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ()
2. E A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ()
3. R A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ()
4. O A □ 保温あり □ 保温なし □ 固面による □ その他 ()
チャփバ内貼施工 □ 内貼あり (mm) □ 内貼なし □ 固面による □ その他 ()

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

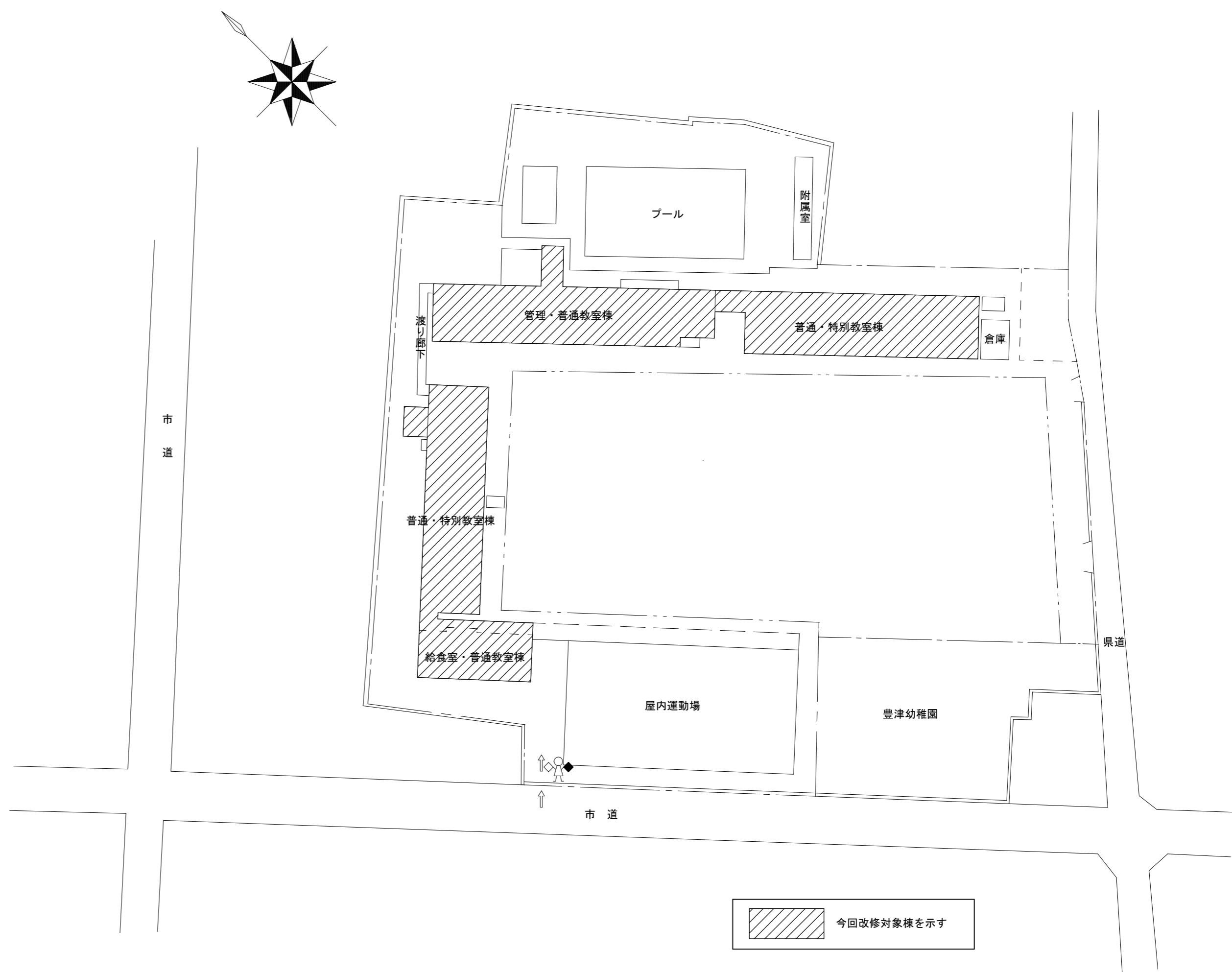
※ 2) 1号ランプケットは、JIS G 3554 (亜鉛金網) による亜鉛鍍金を施した網目16線径0.55による防錆処理を施した平ラス0号で外側補強したものを使用。

※ 3) 本工事の現場施工では、学校運営に支障のないように、土日祝日等休日に施工を行なうよう努めること。

※ 4) 本工事の現場施工では、既存施設に影響がない範囲に限り施工を行なうことを認める。



位置図



配置図 1/600

凡例
 交通誘導員（大型車両進入出時）
 工事車両進入経路

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名	1/600	M-03
									位置図・配置図	縮尺	原図: A2

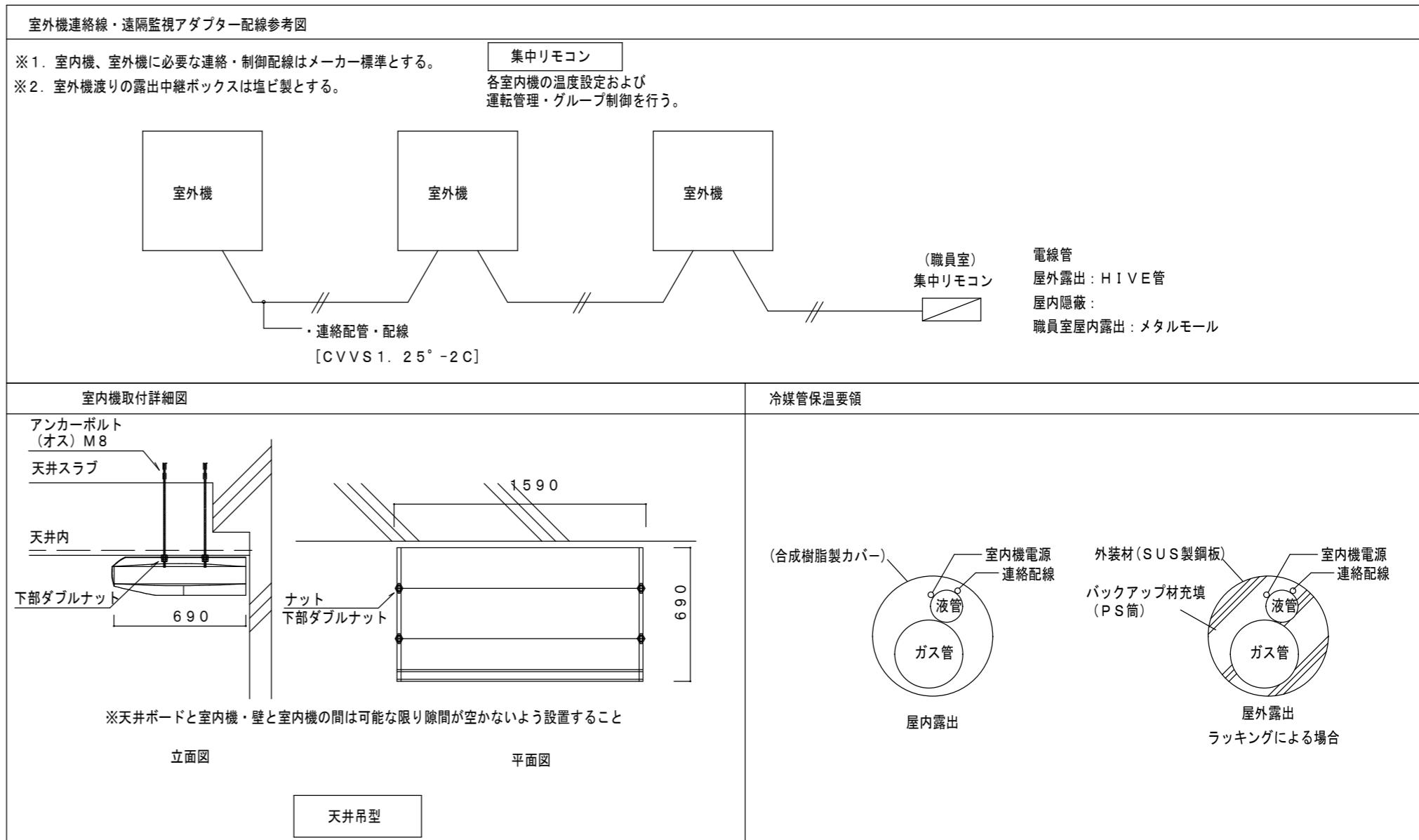
株式会社 マツダ設計

空調機器表（新設）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考	
ACP-1	パッケージエアコン	冷房能力：5.6(2.6～6.3)Kw 暖房能力：6.3(2.9～8.0)Kw	1	既製コンクリート架台	
	壁掛け型	3相200v 冷房定格消費電力：1.61kW 暖房定格消費電力：1.62kW			
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
ACP-2	パッケージエアコン	冷房能力：14.0(6.3～16.0)Kw 暖房能力：16.0(7.2～20.0)Kw	10	既製コンクリート架台	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：5.38kW 暖房定格消費電力：4.65kW			
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
ACP-3	パッケージエアコン	冷房能力：7.1(3.2～8.0)Kw 暖房能力：8.0(3.8～9.5)Kw	4	既製コンクリート架台	
	天吊型	3相200v 冷房定格消費電力：2.10kW 暖房定格消費電力：2.25kW			
		付属品 ワイヤレスリモコン 集中リモコンアダプター 室外機防護ネット			
集中管理リモコンスイッチ		液晶タッチパネル	1		
		グループ制御・個別ノ一括運転・停止・以上表示・温度設定			

特記事項：運転特性、能力はJIS条件による。電気容量値は参考とする。空調機は省エネタイプ仕様とすること。
空調機トップランナー基準改定仕様とする。冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。室外機-室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。
リモコン配線共本工事とする。室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。
アンカーはケミカルアンカー仕様。機器は同等品以上とする。室外機は防振ゴムシート($t = 10$ 以上)を敷くこと。
パッケージエアコン室外機には防護ネットを施すこと。
機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。但し該当しない機器については製造者標準仕様による。

凡 例			
図示記号	名 称	配管材料	防露塗装仕様
— R —	冷媒管	空調用保温付被覆銅管	屋内露出：配管化粧カバー 屋外露出：保温材成形+SUS鋼板ラッキング
— D —	ドレン管	保温付VP ※屋外はガ-VPとする	

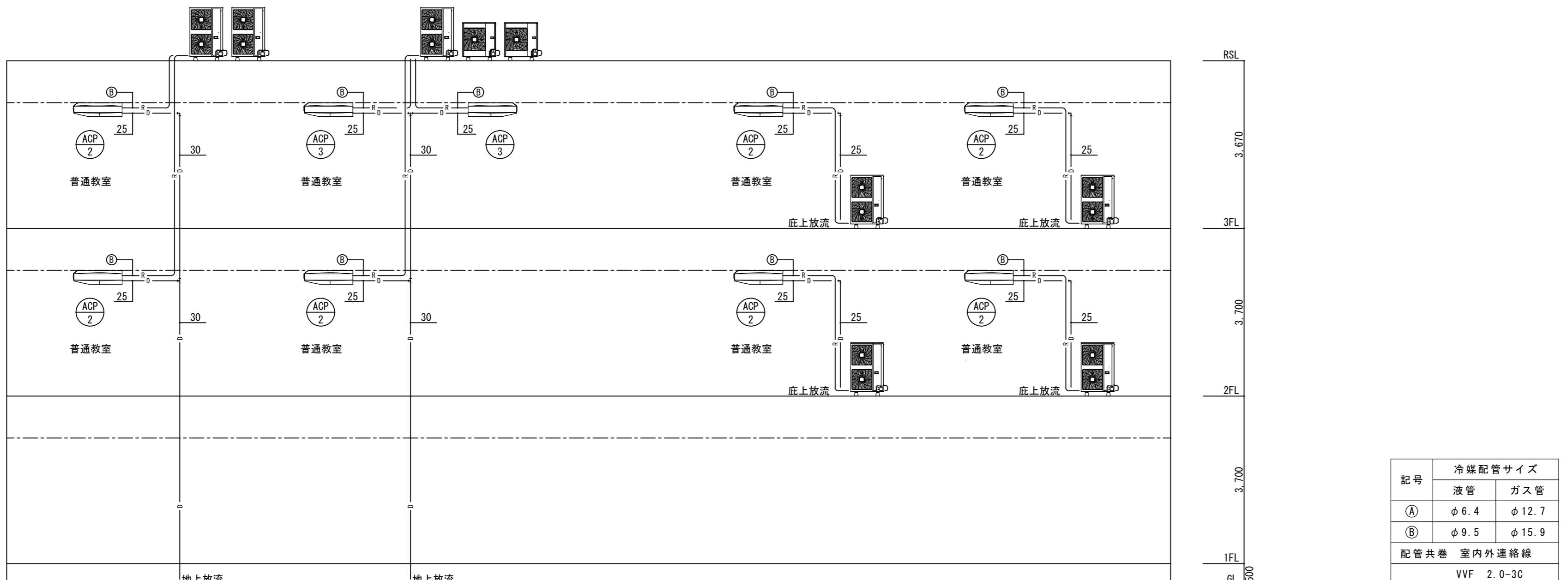
空調機器表（撤去）					
記号	形式・名称	仕様	台数	備考・参考型番	
KAC-1	ルームエアコン	冷房能力：5.0Kw 暖房能力：5.6Kw	1		
	壁掛け型	単相100v			



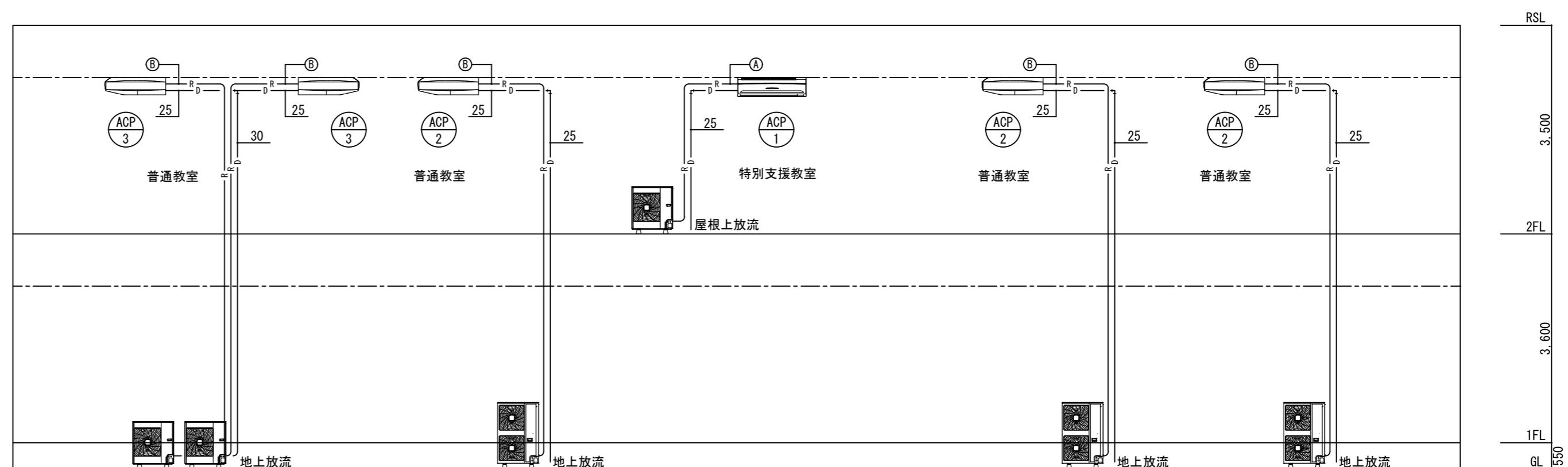
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.	
												M-04

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

— 図面名 空調設備 凡例・機器仕様・参考要領図
— 縮 尺
— 原図 A2

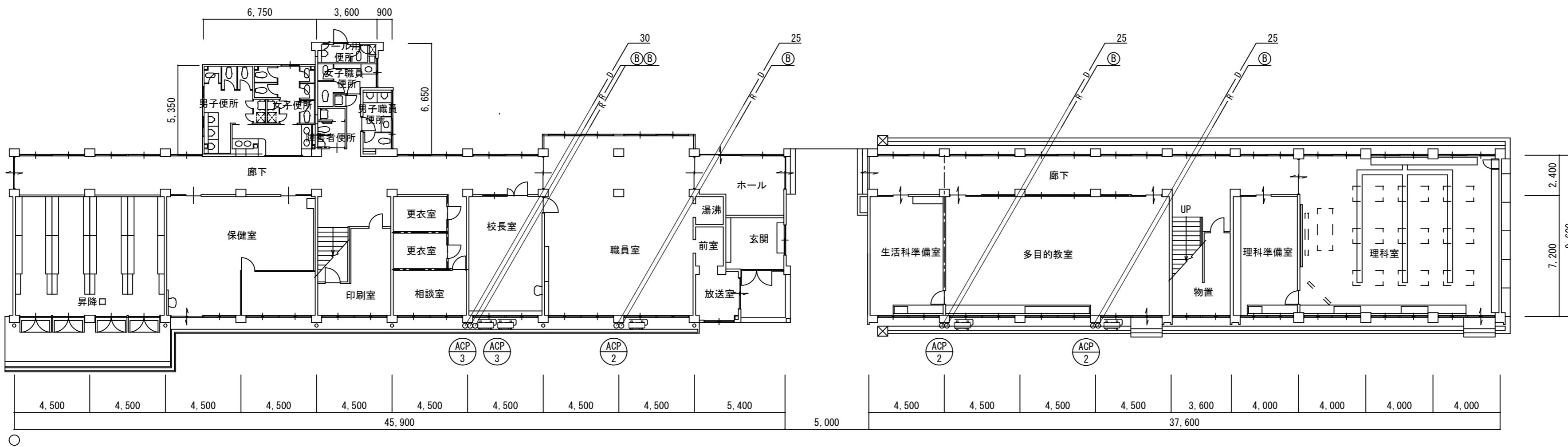


普通・特別教室棟・給食棟



普通・特別教室棟

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	No.	
										年月日	M-05
									図面名		
									空調設備 配管系統図	縮尺	A2
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一						



1階 平面図 1/200

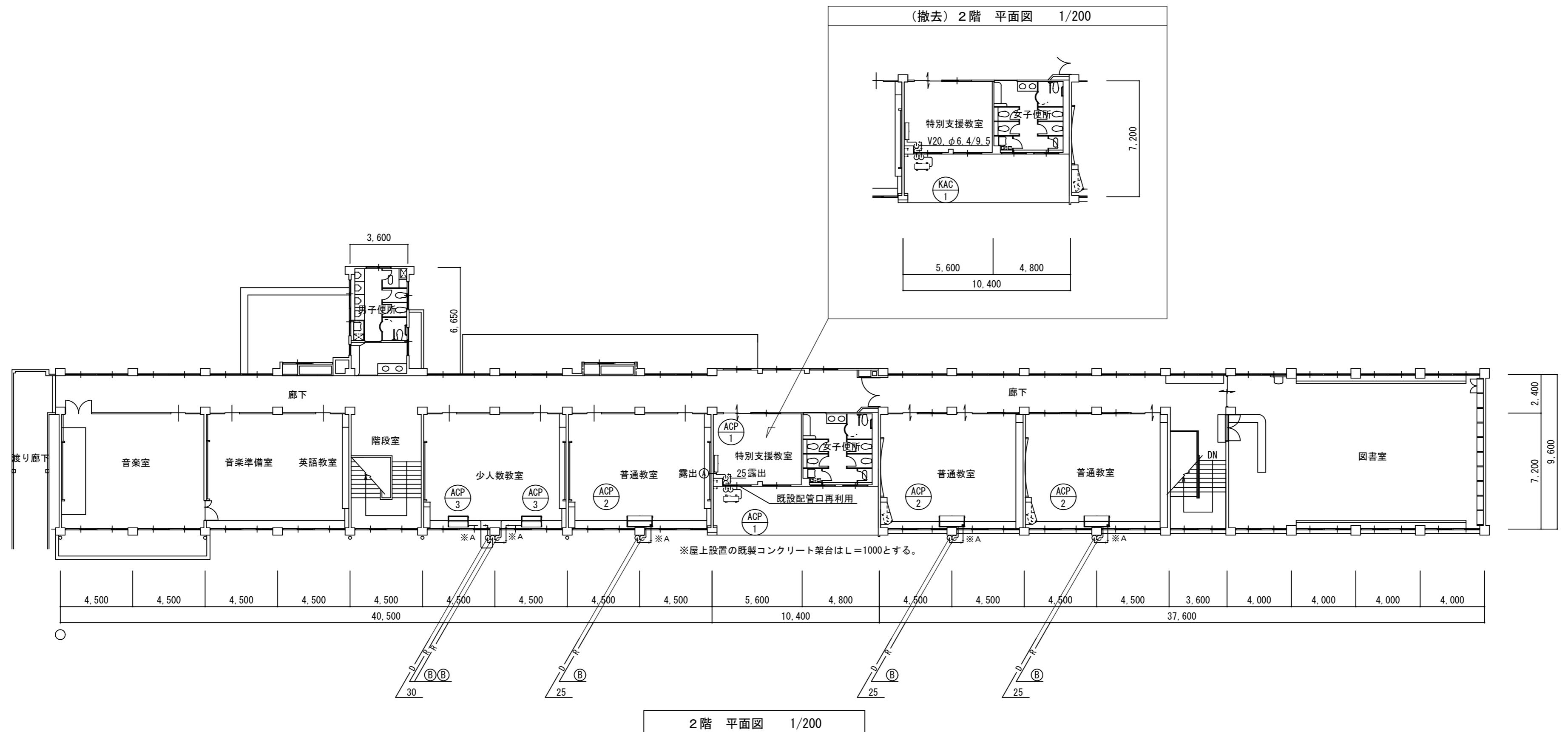
凡例

図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）
※A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理：認定品使用

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 6.4	φ 12.7
(B)	φ 9.5	φ 15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0-3C		

※配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 空調設備 普通・特別教室棟 1階平面図	年月日	No. M-06
					-級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一					1/200	原図: A2

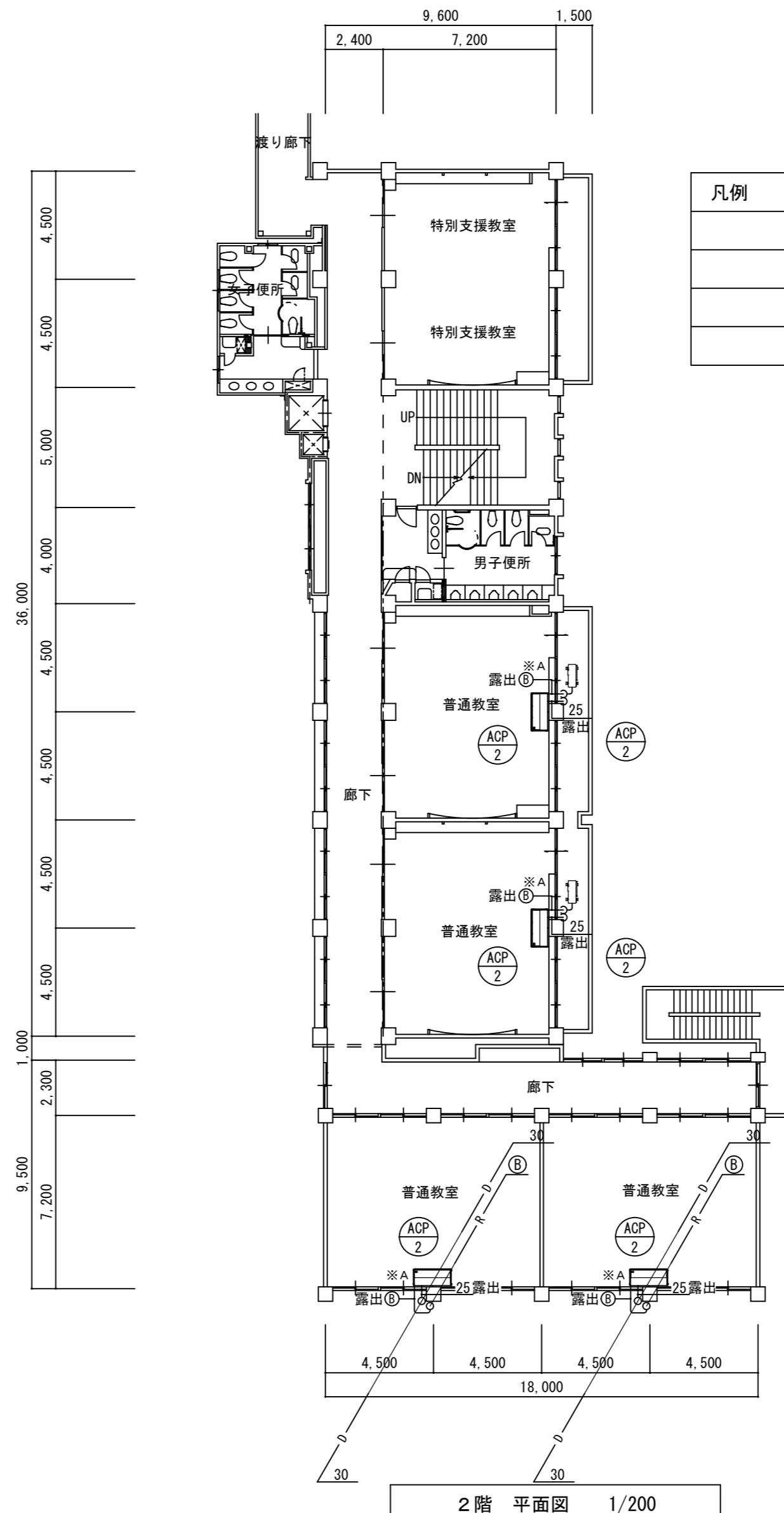
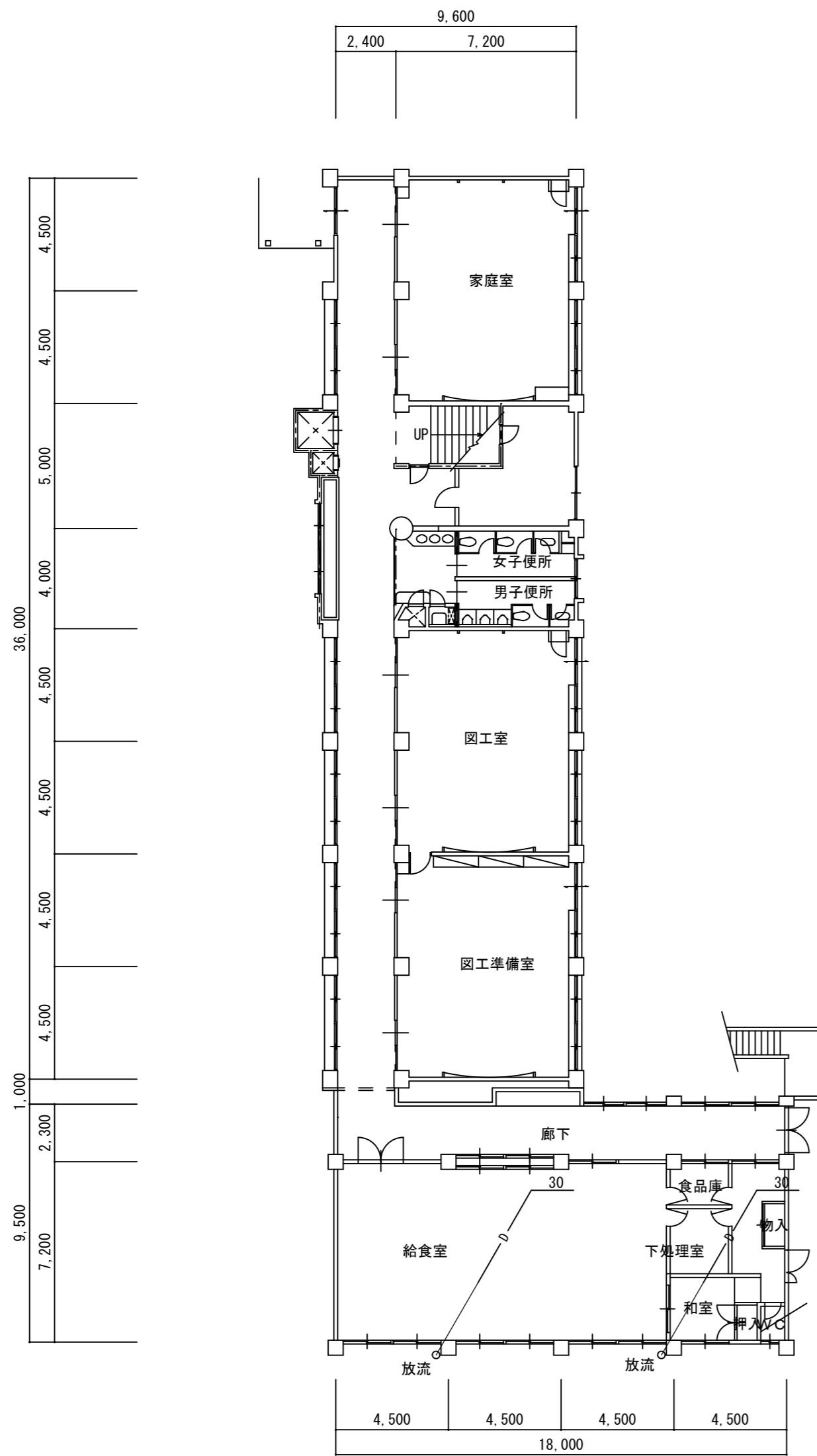


凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）
※A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理：認定品使用

記号	冷媒配管 サイズ	
	液管	ガス管
(A)	Φ 6.4	Φ 12.7
(B)	Φ 9.5	Φ 15.9

配管共巻 室内外連絡線

*配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする

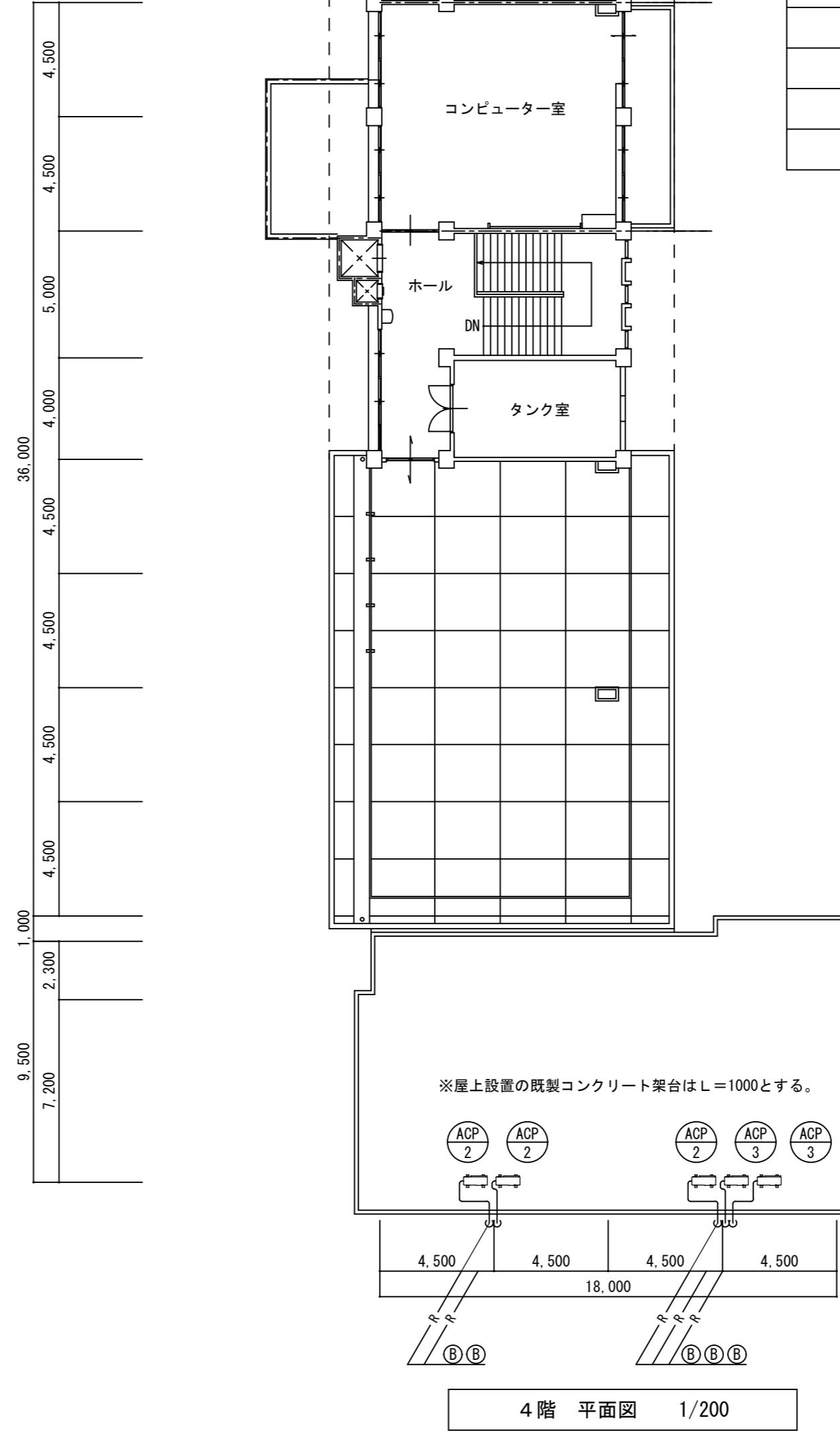
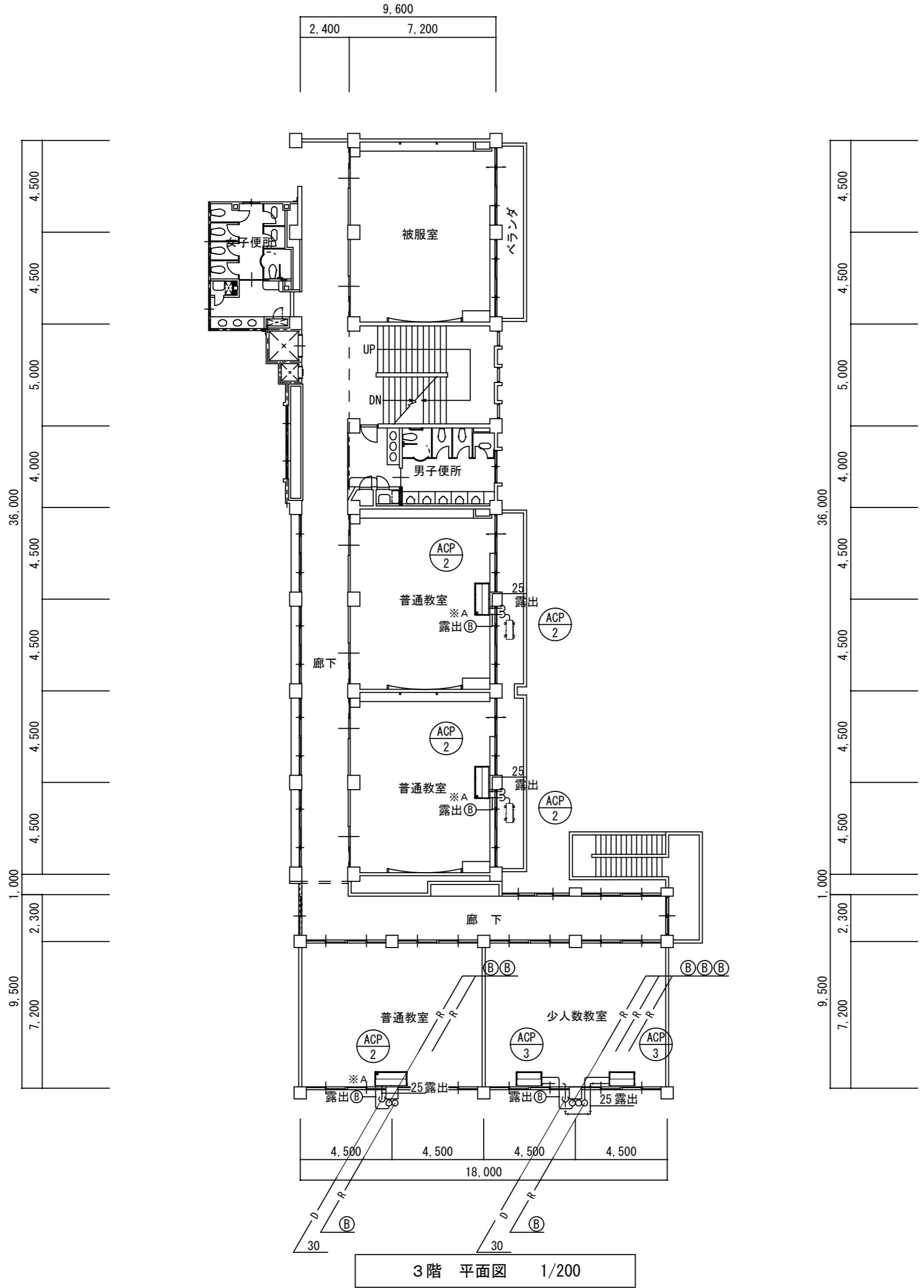


凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通（取替図は建築図参照）
※A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理：認定品使用

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	Φ 6.4	Φ 12.7
(B)	Φ 9.5	Φ 15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0-3C		

※配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 年月日 図面名 空調設備 普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図 1/200 線尺 原図:A2	No. M-08
-----	------	------	---	--	--	---	----------

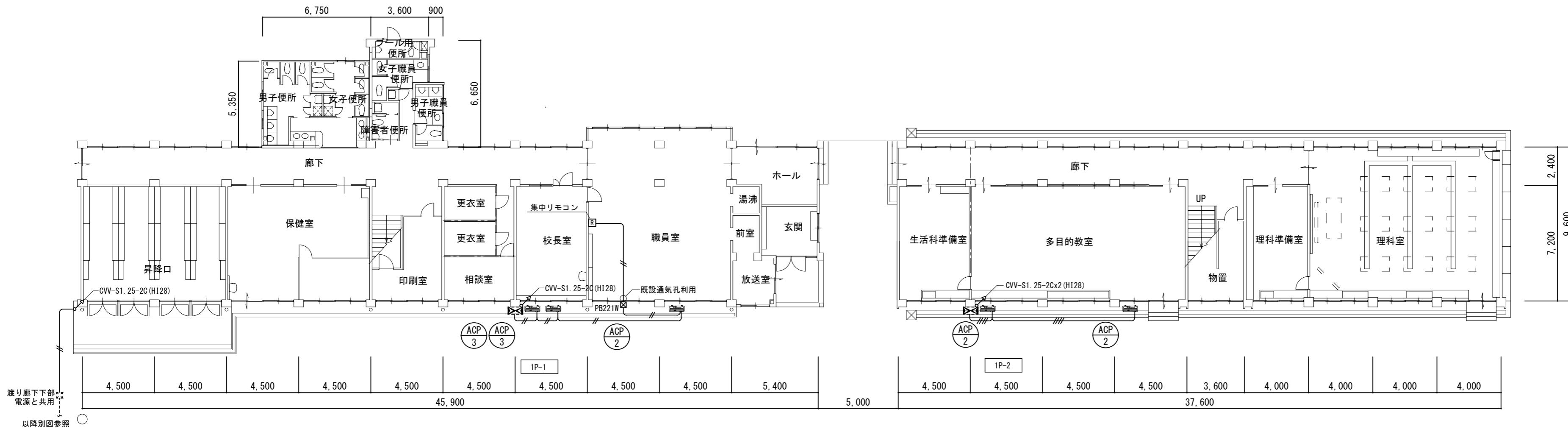


凡例	
図示記号	仕様
※A	新設アルミパネル貫通 (取替図は建築図参照)
※A 1	既設アルミパネル貫通箇所を示す
●	防火区画貫通処理: 認定品使用

記号	冷媒配管サイズ	
	液管	ガス管
(A)	φ 6.4	φ 12.7
(B)	φ 9.5	φ 15.9
配管共巻 室内外連絡線		
VVF 2.0~3C		

※配管架台は溶融亜鉛メッキ仕上げとする

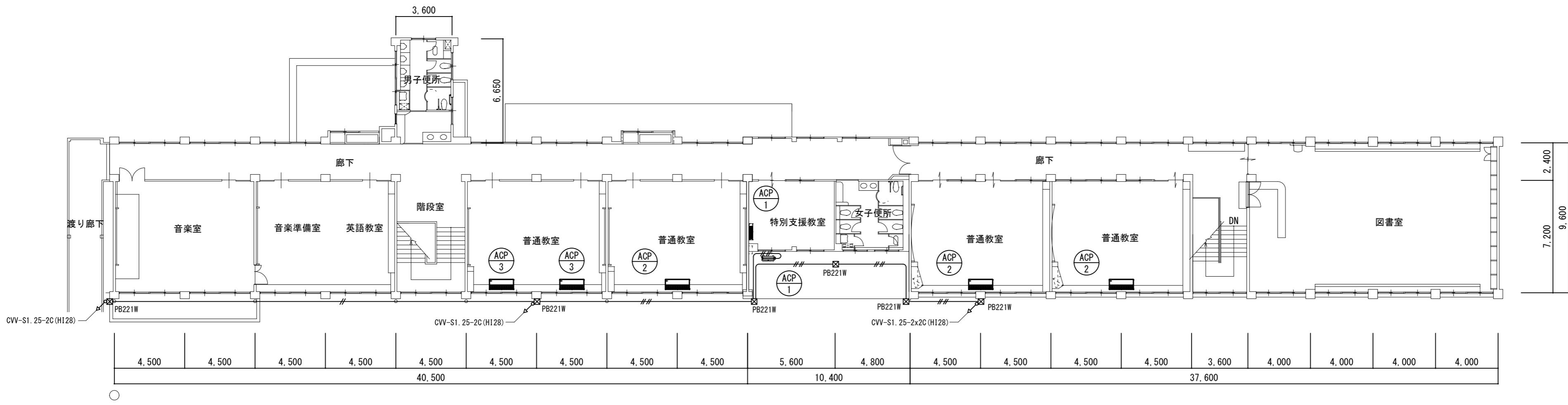
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 空調設備 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図	年月日 1/200 縮尺 原図: A2	No. M-09
-----	------	------	---	---	--	---	------------------------------	----------



1階 平面図 1/200

注記	
1.	図中記入なき配線は下記とする。
//	VVF 2. 0-3C (1E)
//	CVV-S 1.25-2C (H128)
///	CVV-S 1.25-2Cx2 (H128)
—	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □	メタルモールコーナーボックス
(MJ) □	メタルモールジャンクションボックス
△	二重天井内はケーブルコロガシ配線とし、コンクリート部及び壁内立下り部は電線管 (P.F.) にて保護とする。
△	屋外露出部は、電線管 (H128) にて保護とする。
★印	壁貫通箇所位置を示す。
△印	アルミバネル通箇所位置を示す。
△印	屋上配管で1.5mを超える場合は伸縮カブリックを取り付けること
△印	屋上配管支持プロックは、ゴムベース付とする
PB221W	ブルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W	ブルボックス 300x300x200 SUS WP

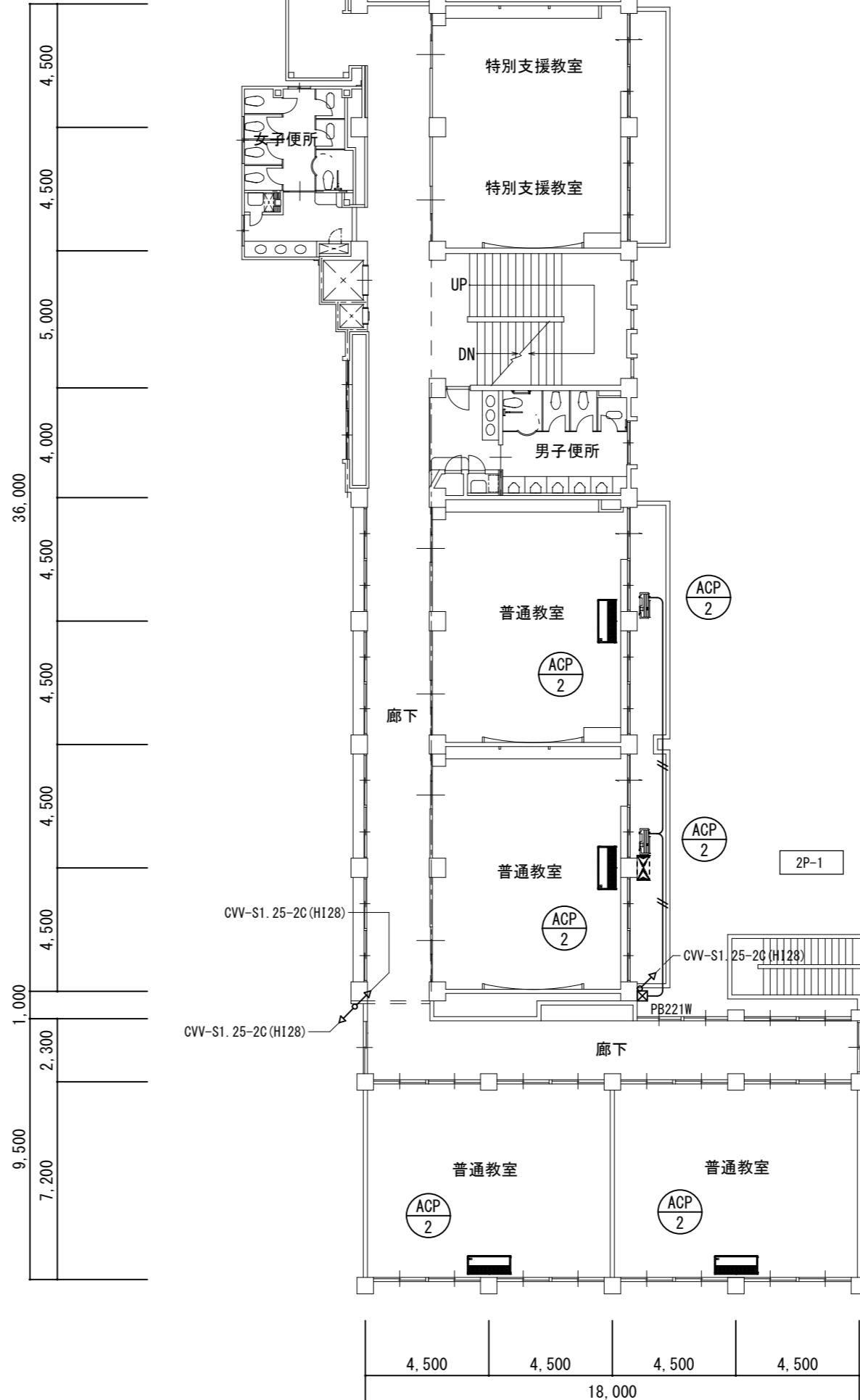
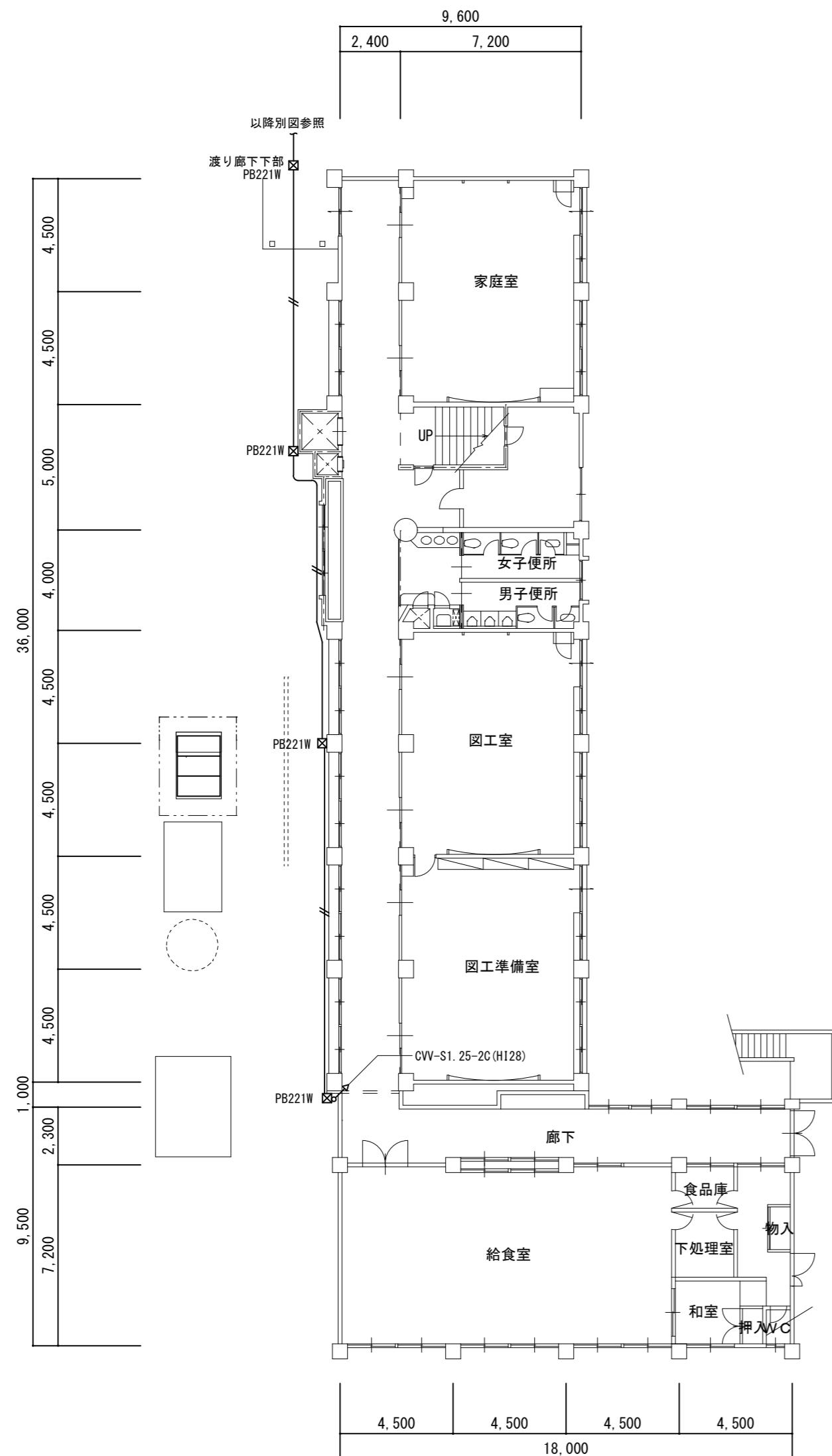
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 空調制御設備 普通・特別教室棟 1階平面図	年月日	No. M-10
					-級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一						



2階 平面図 1/200

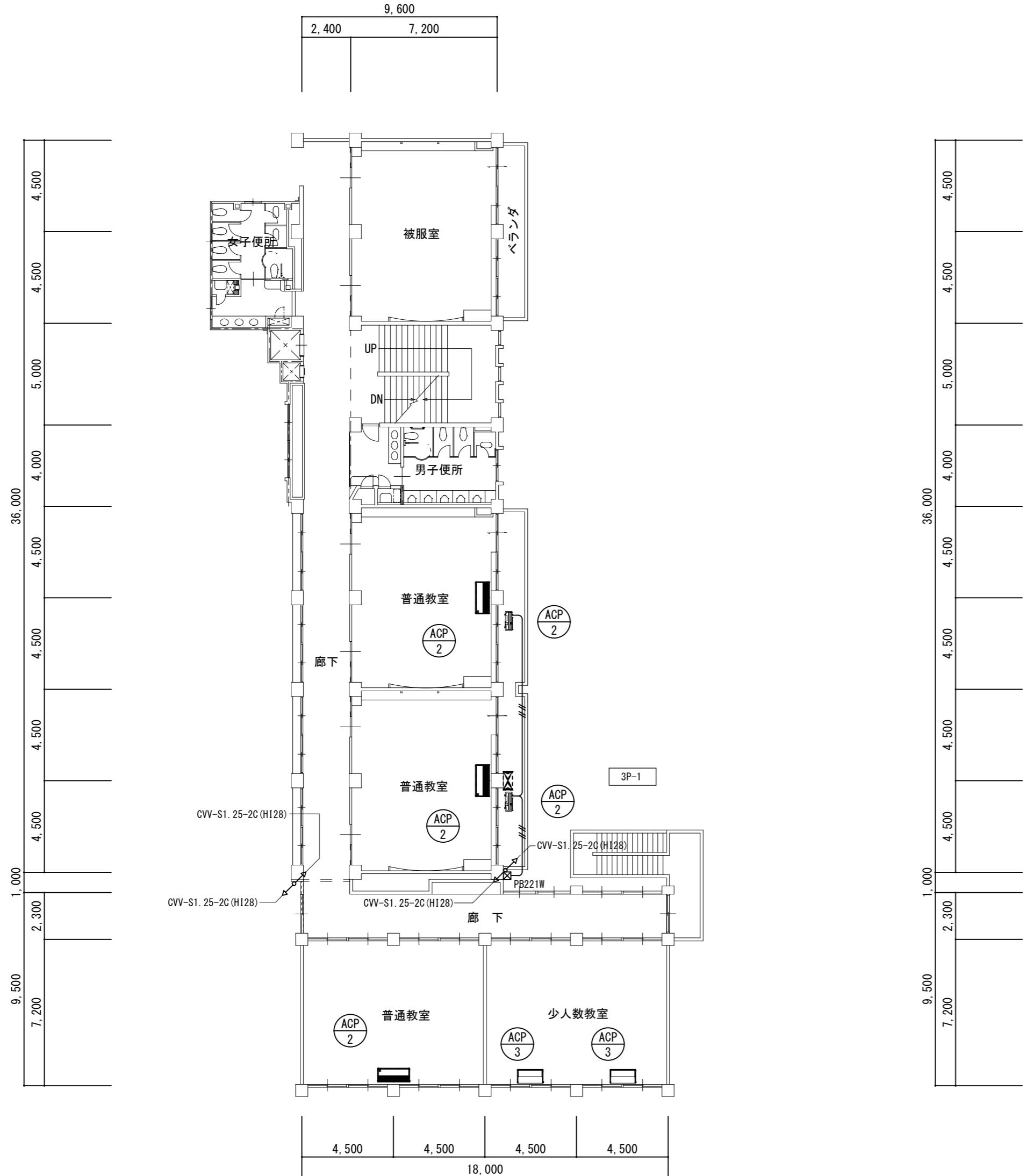
注記
1. 配管架台は電気設備と共に用のこと

注記	1. 図中記入なき配線は下記とする。		
	— // —	V V F 2. 0 - 3 C	(1 E)
	//	C V V - S 1. 2 5 - 2 C	(H I 2 8)
	///	C V V - S 1. 2 5 - 2 C x 2	(H I 2 8)
	—	メタルモール (MMA) ~ A型	(MMB) ~ B型
(MC) <input checked="" type="checkbox"/>	—	メタルモールコーナーボックス	
(MJ) <input checked="" type="checkbox"/>	—	メタルモールジャンクションボックス	
二重天井内はケーブルころがし配線とし、コンクリート部及び壁内立下り部は電線管 (P F) にて保護とする。			
屋外露出部は、電線管 (H I 2 8) にて保護とする。			
★印は、壁貫通箇所位置を示す。			
◇印は、アルミパネル通箇所位置を示す。			
屋上配管で 15 m を超える場合は伸縮カプ リングを取り付けること			
屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする			
PB221W	プルボックス	200 x 200 x 100	S U S W P
PB332W	プルボックス	300 x 300 x 200	S U S W P

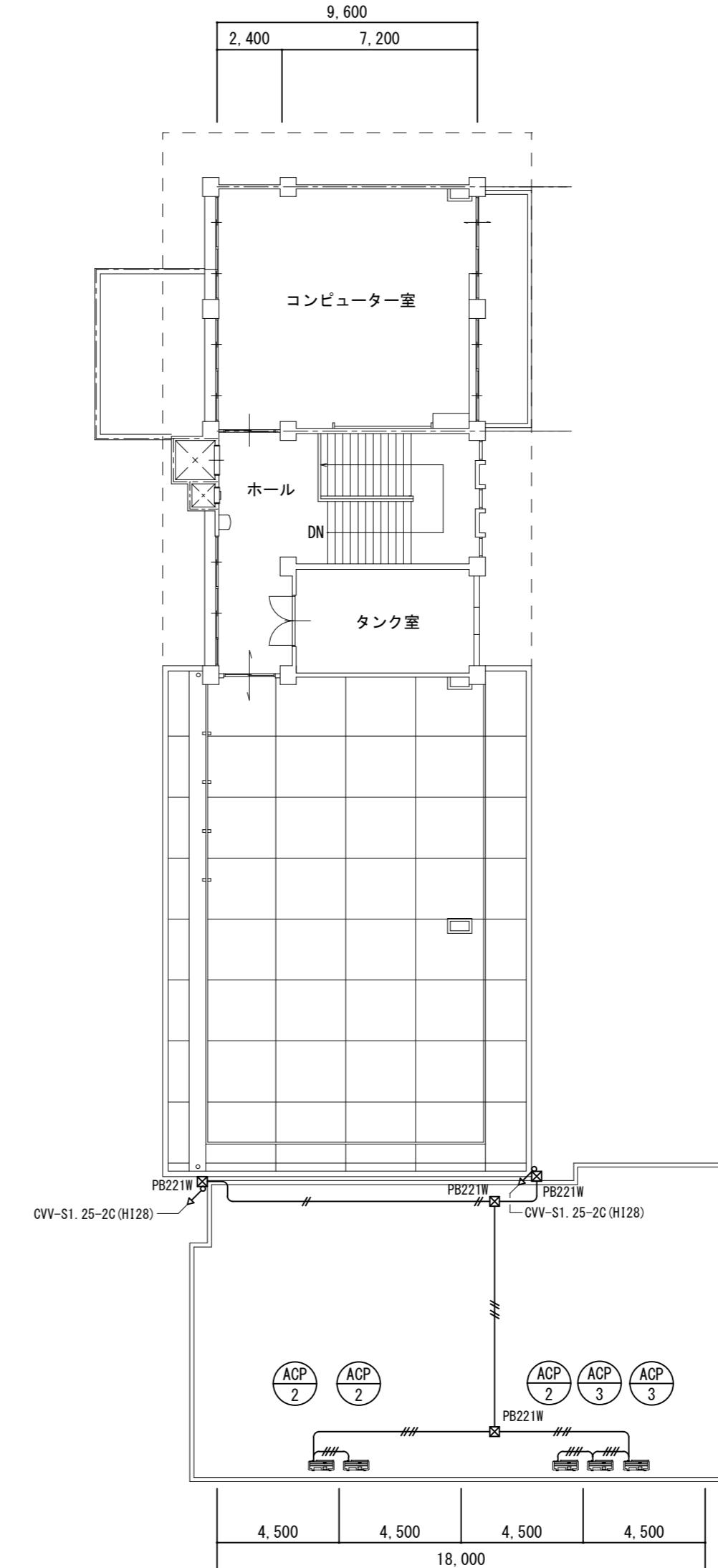


注記	
1. 図中記入なき記録は下記とする。	
//	VVF 2. 0-3C (1E)
//	CVV-S 1. 25-2C (H128)
///	CVV-S 1. 25-2C x 2 (H128)
—	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □	メタルモールコーナーボックス
(MU) □	メタルモールジャンクションボックス
二重天井内はケーブルころがし配線とし、コンクリート部及び壁内立下り部は電線管 (P F) にて保護とする。	
屋外露出部は、電線管 (H128) にて保護とする。	
★印は、壁貫通箇所位置を示す。	
△印は、アルミハネル通箇所位置を示す。	
屋上配管で1.5mを超える場合は伸縮カーリングを取り付けること	
屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする	
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP	
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP	
2. 配管架台は電気設備と共に用のこと	

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 空調制御設備 普通・特別教室・給食棟 1、2階平面図	No. 年月日 M-12 1/200 原図: A2



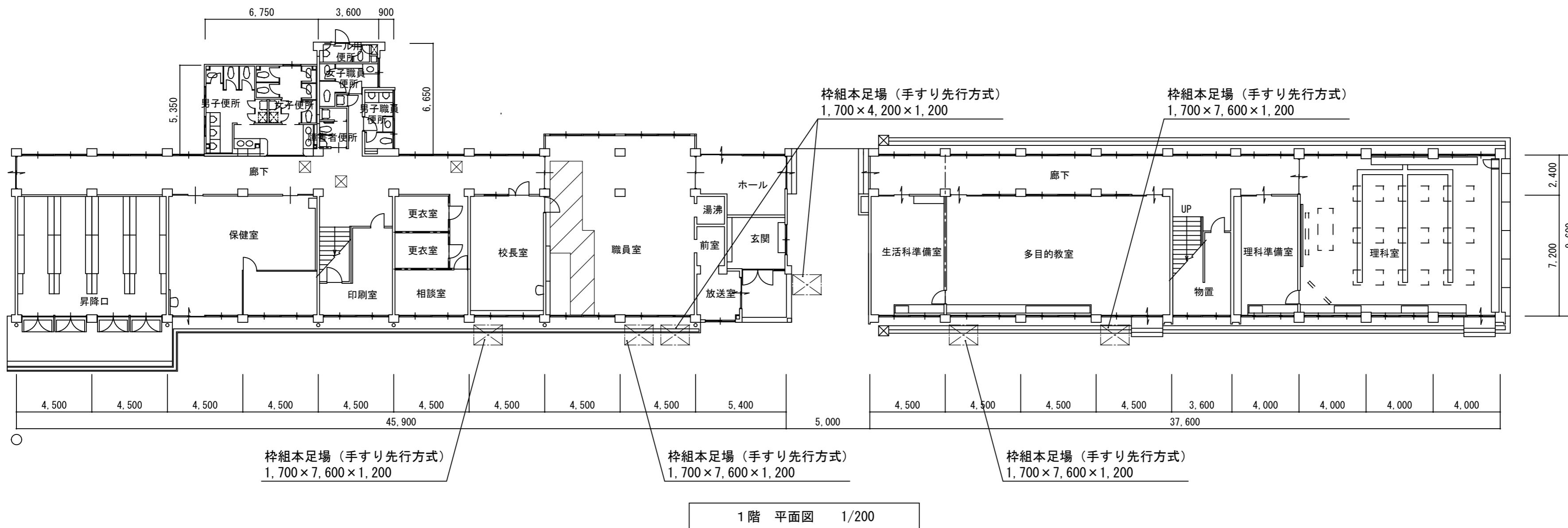
3階 平面図 1/200



4階 平面図 1/200

1. 図中記入なき記録は下記とする。	
//	VVF 2. 0-3C (1E)
//	CVV-S 1. 25-2C (H128)
///	CVV-S 1. 25-2C x 2 (H128)
—	メタルモール (MMA) ~ A型 (MMB) ~ B型
(MC) □	メタルモールコーナーボックス
(MU) □	メタルモールジャンクションボックス
2. 配管架台は電気設備と共用のこと	
二重天井内はケーブルころがし配線とし、コンクリート部及び 壁内立下り部は電線管 (PF) にて保護とする。 屋外露出部は、電線管 (H128) にて保護とする。 ★印は、壁貫通箇所位置を示す。 △印は、アルミハネル通箇所位置を示す。 屋上配管で1.5mを超える場合は伸縮カーリングを取り付けること 屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする。	
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP	
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP	

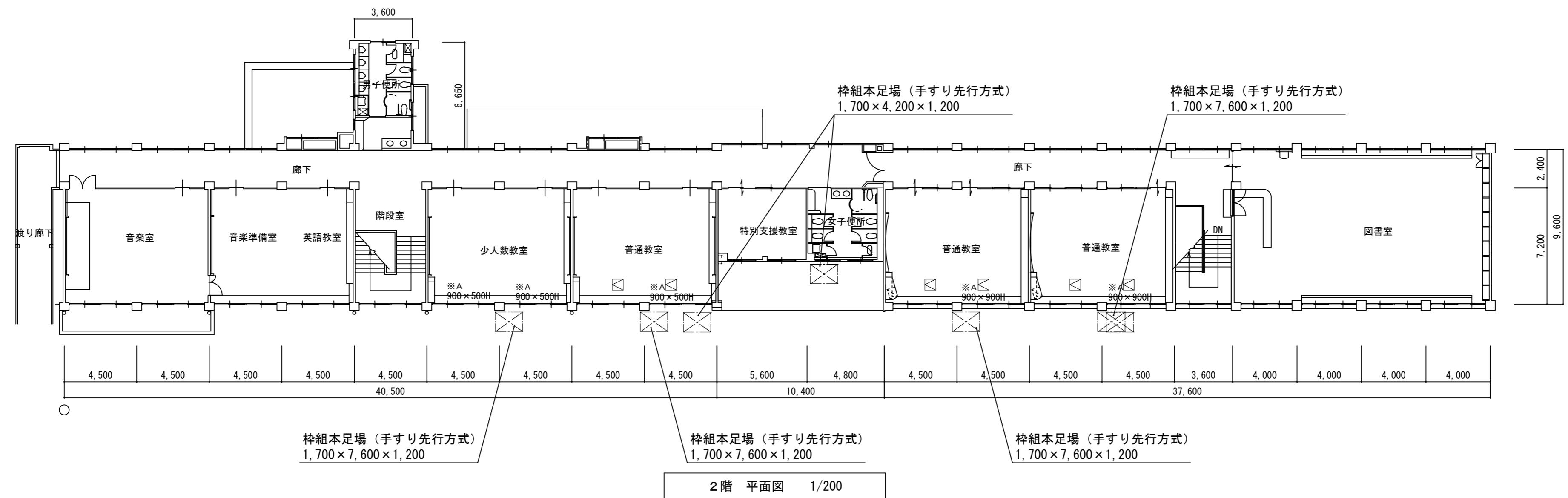
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				空調制御設備		M-13
									普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図	1/200	
									縮尺		原図: A2



凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハーフに改修(寸法は図示)
□	既設天井点検口
△	天井点検口新設 450×450
▨	枠組本足場(手すり先行方式)
▨	天井脱着箇所

※施工時には、養生を行うこととする。

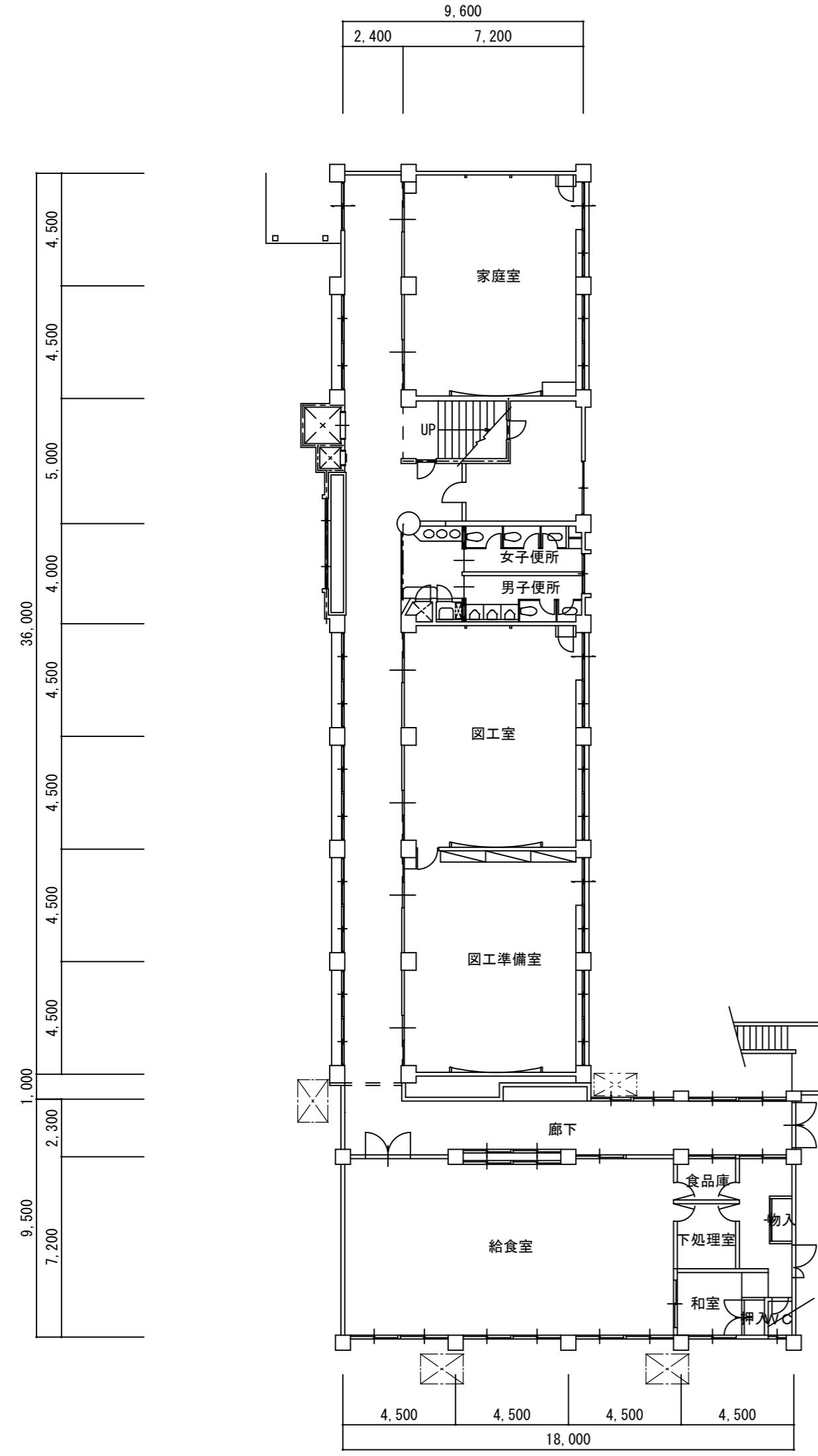
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 普通・特別教室棟 1階平面図	年月日	No. M-14
					一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一					1/200	原図: A2



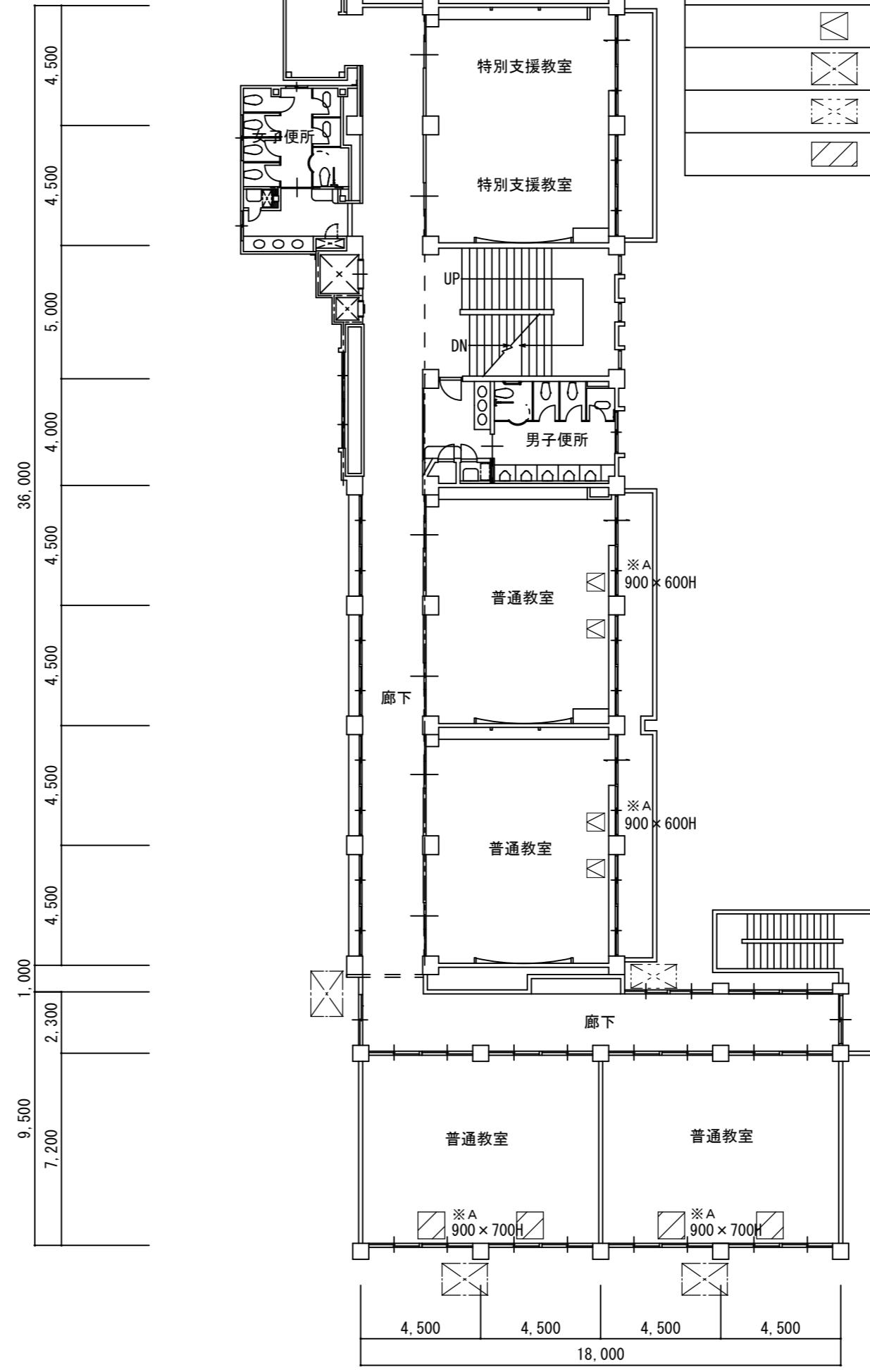
凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミハーフに改修(寸法は図示)
□	既設天井点検口
△	天井点検口新設 450×450
■	枠組本足場（手すり先行方式）1,700×7,600×1,200
▨	天井脱着箇所

※施工時には、養生を行うこととする。

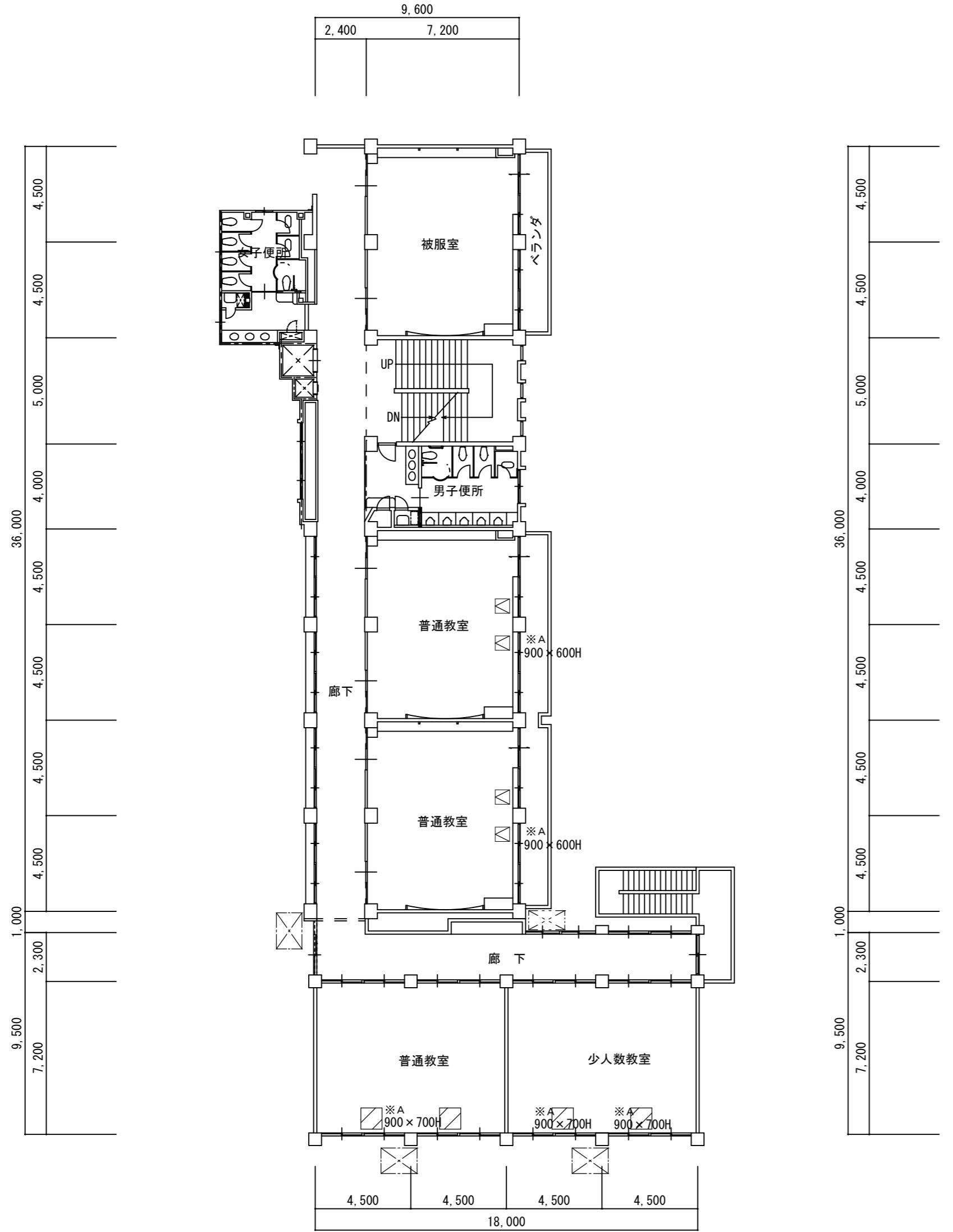
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				普通・特別教室棟 2階、屋上平面図	1/200	M-15
									図面名		
									縮尺		原図: A2



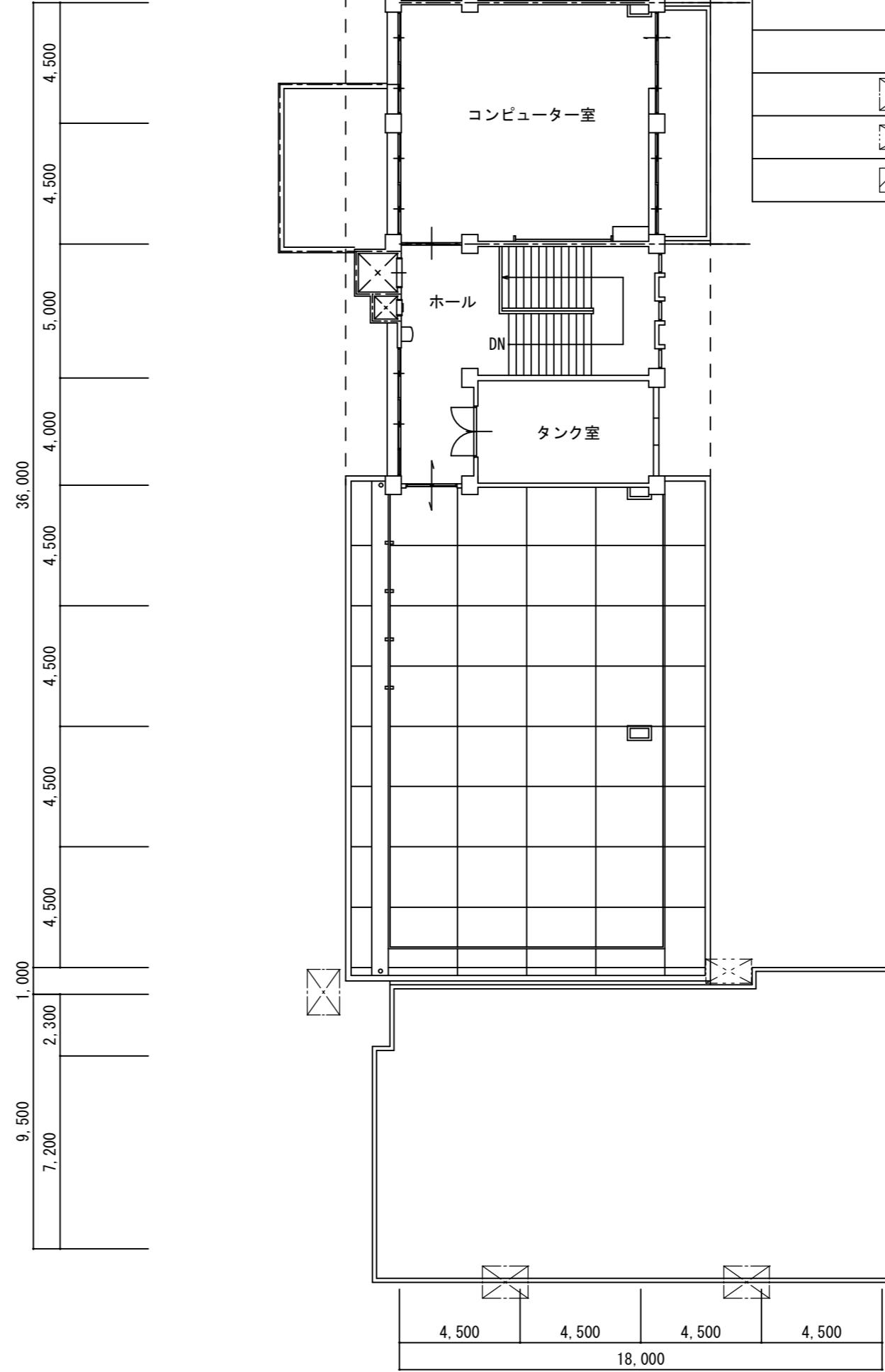
1 階 平面図 1/200



2階 平面図 1/200



3階 平面図 1/200

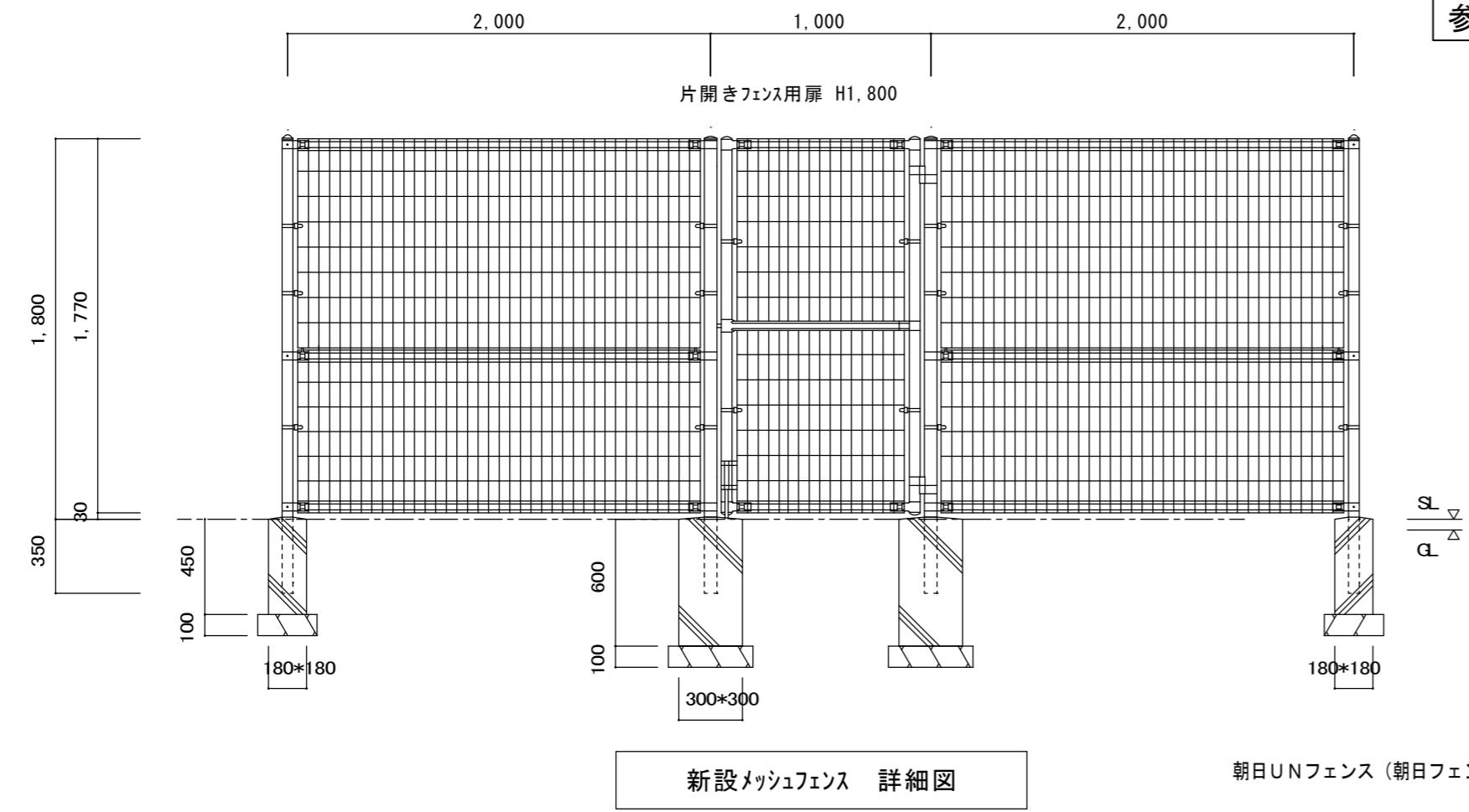


4階 平面図 1/200

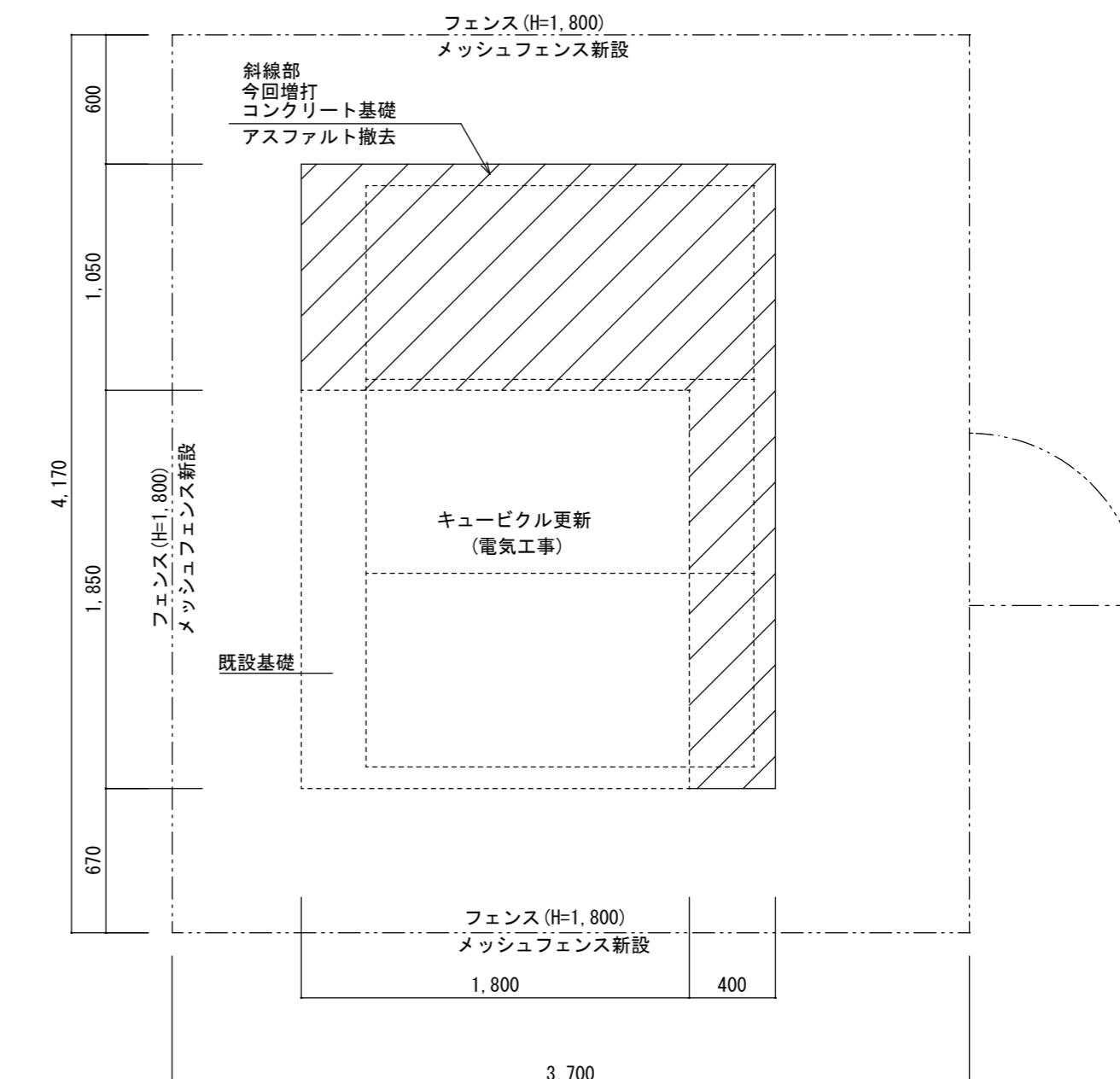
凡例	
図示記号	仕様
※A	既設サッシ上部ガラスをアルミパネル(t=3)に改修(シール含む)(寸法は図示)
□	既設天井点検口
△	天井点検口新設 450×450
□+△	枠組本足場(手すり先行方式) 1,700×11,500×1,200
△+□	枠組本足場(手すり先行方式) 1,700×11,500×900
□/△	天井脱着箇所

※施工時には、養生を行うこととする。

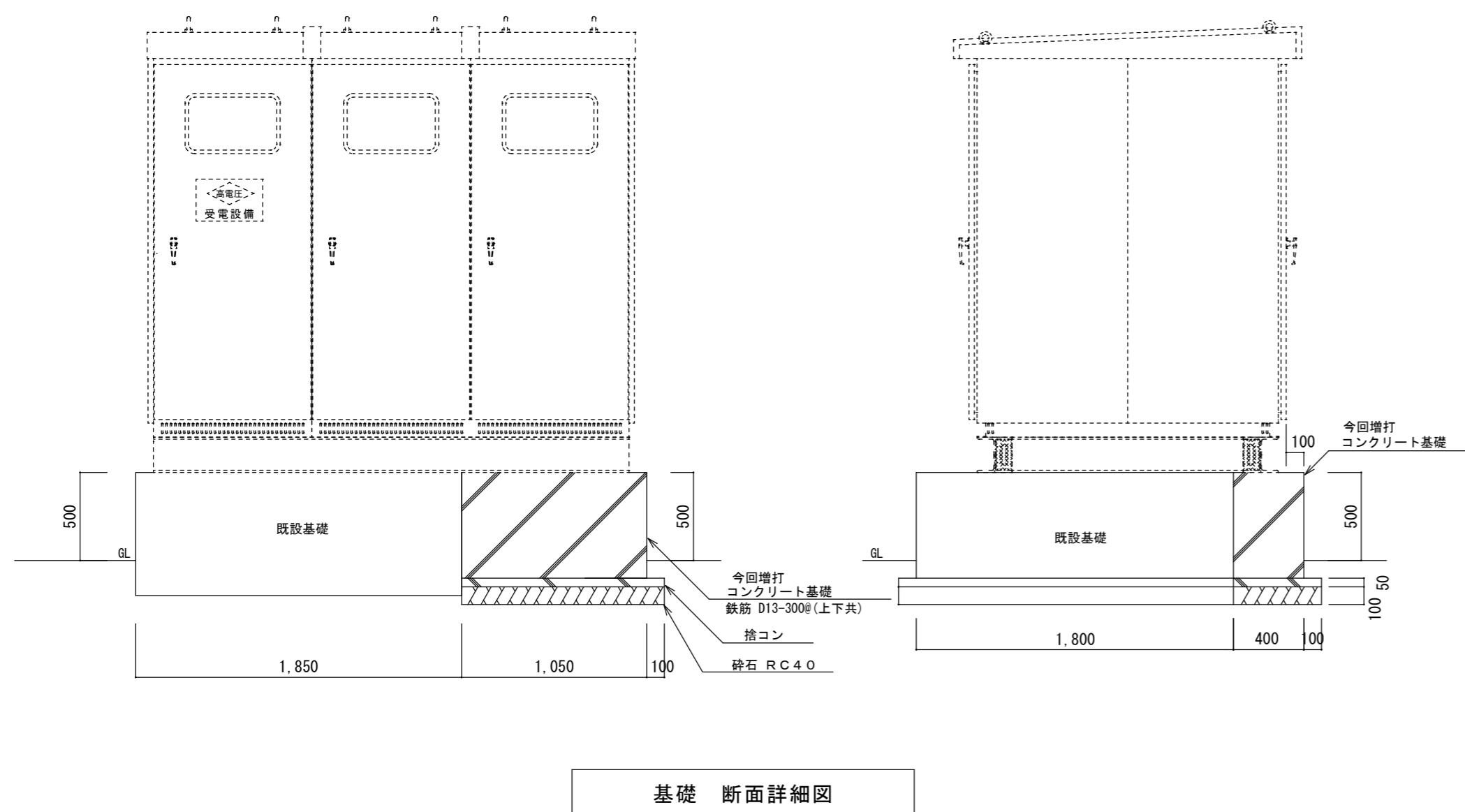
改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図	年月日 1/200 縮尺 原図:A2	No. M-17



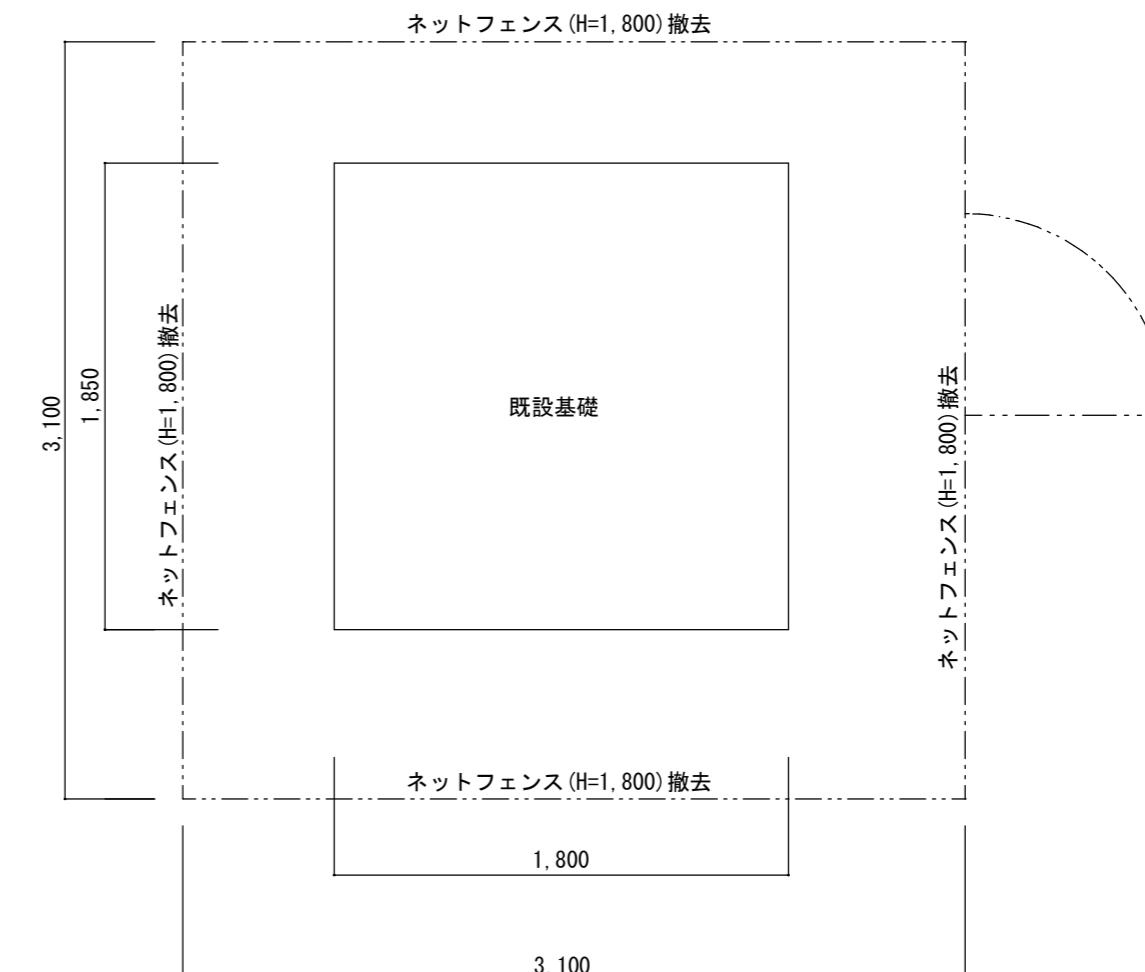
参考



新設フェンス・基礎 詳細図



基礎 断面詳細図



基礎フェンス・基礎 詳細図

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

- 工事名称 津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事
- 工事場所 津市 河芸町一色 地内
- 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積(m ²)	用途区分
				消防法施行令別表第一
普通教室棟	R C	3階		
管理棟	R C	2階		
計				

4. 工事種目
主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

(延べ面積は建築基準法による表記)

工 事 種 目	工 事 場 所			
	普通教室棟	管理棟		屋 外
電力設備		○		
動力設備	○	○		
雷保護設備				
接地設備				○
受変電設備				○
電力貯蔵設備				
交流無停電電源設備				
電力平準化用蓄電設備				
分散電源エネルギーマネジメントシステム				
発電設備	ディーゼル発電設備			
	ガスエンジン発電設備			
	ガスタービン発電設備			
	太陽光発電設備			
	風力発電設備			
	その他発電設備			
通信・情報設備	構内情報通信網設備			
	構内交換設備			
	情報表示設備			
	映像・音響設備			
	拡声設備			
	誘導支援設備			
	テレビ共同受信設備			
	テレビ電波障害防除設備			
	監視カメラ設備			
	駐車場管制設備			
	防犯・入退室管理設備			
	自動火災報知設備			
	自動閉鎖設備			
	非常警報設備			
	ガス漏れ火災警報設備			
中央監視制御設備				
医療関係設備				
構内配電線路				○
構内通信線路				
その他				

20.

I. 共通仕様

1. 適用

図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）

- ・国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・国土交通省大臣官房官房営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」
- ・国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- ・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
- ・電気工事業の業務の適正化に関する法律
- ・電気工事士法
- ・労働安全衛生法
- ・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
- ・電力会社供給約款
- ・その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項
1. 一般事項	<p>(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。 なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「動きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。 (2)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。 また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官房営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官房営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方—建築設備編— ⑥その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 ・包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工程別施工計画書（施工要領書） ・各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図） ・主要機器、重量機器、3kg超吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書・幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 ・指定なし ●一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定日（・施設の休業日　・打ち合わせによる　・その他（　）） 2) 施工可能時間帯 ●指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ・指定あり 指定時間（・（　）時～（　）時　・打ち合わせによる　・その他（　）） 3) 概成工期 ・適用する（工事期日より（　）日前）　・適用しない 4) その他 （　）
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。

才の処理等	(1)引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。)
	(2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他 () 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、P C 日等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。)
	(3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他 ())
	(4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材)
	(5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調査」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。)
	(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B 2、D、E 票を提示すること。))
公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●消防設備関係　●電気工作物関係　●受電関係　●通信関係　●建設工事関係 ・その他 ())
方法関係の き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事 (・建築工事　・電気設備工事　・機械設備工事)　・別途工事)
事用仮設物	(2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。)
事用電力、水、 地	構内への設置　●できる(施設管理者と協議)　・できない)
事中等の保管管 理	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。)
人計画	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。)
品確認	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法(扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等)、障害物(足場等)、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。)
材等の検査及び 確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。)
成確認及び完成 等の電源確保	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。)
時の操作説明	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。)
上軽油の使用の 上	タイム、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。)
の他	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。)
	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。)
		11.
		12. 装
		13.
		14.
		15. ス
		16.
		17.
		18.
		19. 理

項目	特記事項																																																																		
設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																																		
(1) 地中埋設管路	●埋設配管 1) 項目 ●埋設ルート 2) 調査範囲 ●構造物 3) 貫通及びはつり 1) 項目 ●鉄筋 2) 調査範囲 ●配管 4) 既設との取合い 1) 項目 ●接続箇所 2) 調査範囲 ●増設箇所 5) 施工部分 ●その他()																																																																		
前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																		
施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																		
基準	(1) 適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁営繕部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。 (2) 設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度 (Ks)																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th rowspan="3">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>					設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	耐震安全性の分類																																																																	
		特定の施設		一般の施設																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																														
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																														
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																														
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																														
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																														
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																														
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																														
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
り	(1) 穴開け及び補修 ●なし (2) 溝はつり及び補修 •なし ●あり																																																																		
施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 •行う •行わない																																																																		
の配線ピット	基礎に配線ピットを設ける場合、ピットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																		
・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う •行う •行わない																																																																		
階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																		
配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護バーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。																																																																		
樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）																																																																		
製電線管等の塗線	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内（電気室、機械室、E P S、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくともよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4) 仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調和ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																		
線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																																		
クス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																		
間仕切のボック	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																		
ボックス	(1) 屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの（一辺が600mm以上のもの）は、製作図を提出すること。 (2) 屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カップリング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーティングを行う。																																																																		
ト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス •溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																		
ブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールごと (2) ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 2箇所																																																																		
ケーブル端末処	高压ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板（屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。）を取り付ける。																																																																		

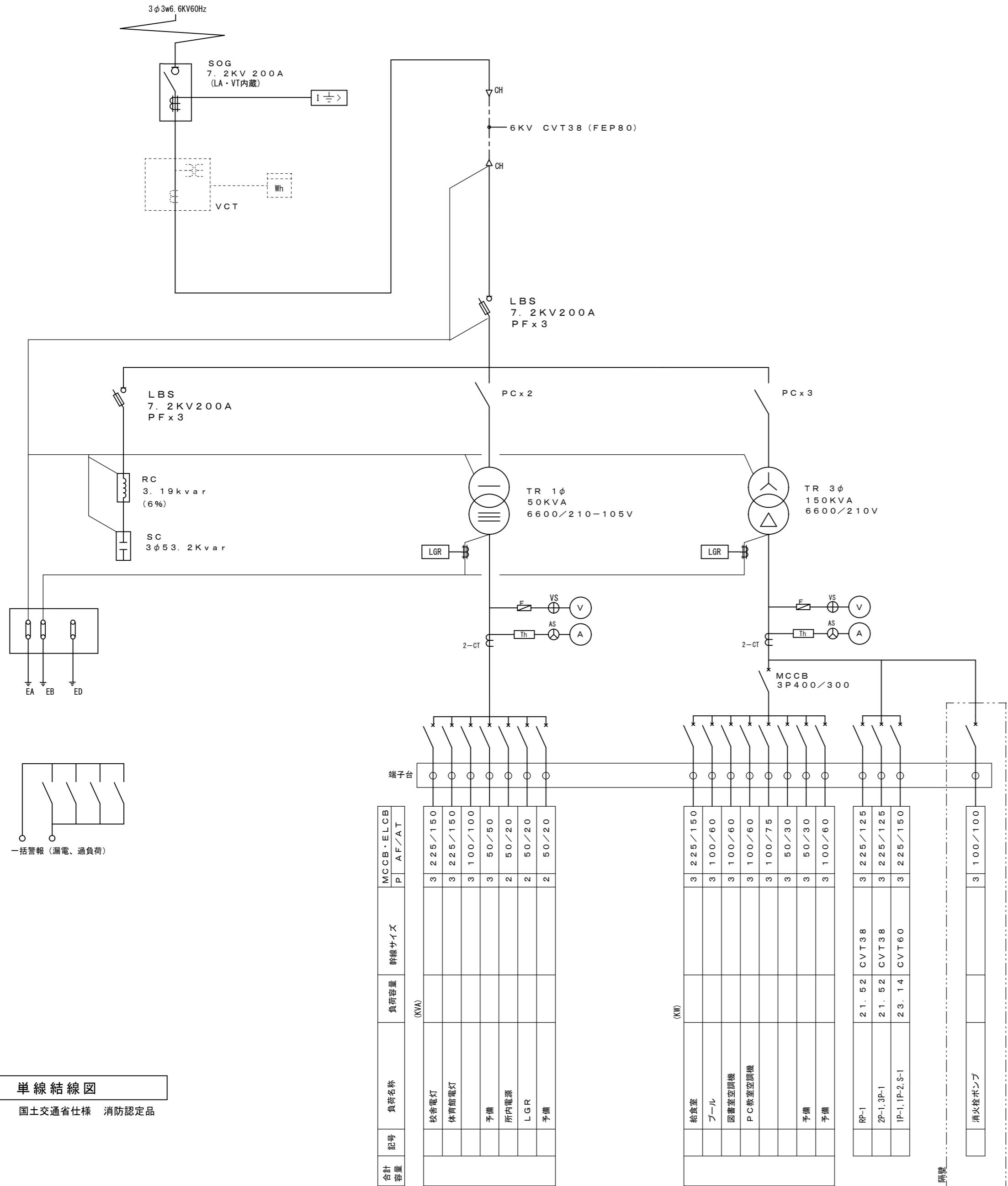
20. 配線器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の器具類に色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁体を使用する。
21. 照明器具の設置	(4)ブレードは、画面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)分ハーフ器具を用いる場合、器具の内側に、 なお、器具を変更しない場合は、器具に表示すること。 (6)フロアフレートは、水平高低調整型（空気防止リング付）とする。
22. 照明改修の際の測定	(1)コードシングル以外の放電灯及び水銀のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい（乾燥した場所のコンパクト形器具（2.7W以下）を除く。） (2)接続部の電線配管と器具との間に、器具の芯（新色）を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの電線を接続する場合を除く。 (3)照明天具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 (4)照明天具取付け完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5)天井下地材より引抜をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)パイプ吊りの照明器具は振れ止めを施工する。
23. 分電盤、制御盤、キューピール等	対象室の改修後の照度及び回路電流値の測定を次のとおり行うこと。 測定回数 () 回
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1)図面丸太ダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 (2)既設分電盤・制御盤を改造した場合は、図面を修正するものとする。
25. 発電設備の燃料配管	(3)屋外キューピールで露出配管をボックスに接続する場合は、カッティングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
26. 電波関係の計算及び測定	(1)保守点検、施工上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の場合は、基礎の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
27. 土工事	(1)フレッシュブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取扱い又は保守点検を考慮し施工する。
28. ハンドホール、マンホール	(1)埋め立地の材料及び方法 ・土種：根切り土中の良質土／工法：機器による締固め また、既設分電盤・制御盤等の材料は砂とする。 (2)配管周囲の埋め立地の材料は砂とする。 (3)高さ900mmを超えるものにあっては、タップ付とする。 なお、タップの取付けは450mm間隔以内とし、原則として接地を施す。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物入り口及び出入口附近 ②マンホール・ハンドホール附近 ③地中線路の曲折箇所 ④道路横断蓋所 ⑤直線部分では30m程度に1個

3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。
項 目	
特 記 事 項	
【電力設備】	
1. 電灯設備	(1)既設等との取り合 ・無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ●その他 () (2)機器類 ・一般照明器具 ●照明制御装置 ●外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ●その他 () (3)一般照明器具 1) 形式 ●公大型 ●専用型 2) 灯具 ●H.I.D.光灯 ●LED灯 ●その他 () 3) 用途 ●屋内用 ●屋外用 ●防災用 4) 環境 ●普通地 ●特殊地 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6) 蛍光灯の点灯管にグローバンプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7) H.I.D.ランプを使用する下面開形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したものとする。
2. 機器類	(4)照明制御装置 1)センサ類 ・明るさセンサ ●人感センサ ●タイマー ●調光スイッチ 2)調光方式 ・連続調光 ●段階調光 ●ON/OFF制御 3)外灯（単独設置） 1)照明ボール ・材質 ●アルミニウム製 ●鋼製 ●溶接亜鉛メッキ ●その他 () 2)基準 ●工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 3)灯具 ・水銀灯 ●H.I.D.光灯 ●LED灯 4)安定器 ・電球形高力率形（H.I.D.） ●低始動電流形 ●その他 () 5)電源 ・商用电源（50Hz） ●（200V・100V） ・単独電源（太陽電池式・風車式） 6)制御 ・E.S.I.スイッチ ●タイマー ●その他 () 7)接地 ・直接接地（●工事 ●別途工事 ●既設利用） ●共用 ●その他 () (6)コンセント等 ・一般型 ●防水型 ●ハイテクショアンアトレット（●固定型 ●下部動作（アップ式を含む）） (7)分電盤、制御盤等 1)銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2) 国産ホルダは、A4サイズ以上（キャビネットのサイズ等により取付けできない場合は除く。）とする。 3) 表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付け。4) 接地端子又は接地線端子は接続のしやすい構造に設ける。 5) 絶縁抵抗測定用接地端子は室内の作業のしやすい場所に設ける。 6) 配管用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。
3. 動力設備	(2)容量 () kVA (3)給電方式 ・常時インバータ給電方式 ●ラインインタラクティブ方式 ●常時商用給電方式 (4)整流装置等 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5)蓄電池 1)種類 ●蓄電池（●HS ●MSE ●長寿命MSE） 2)容量 ●アルカリ蓄電池（●AH ●AMH） 3)充電時間 () 2)最低蓄電池温度 ●5°C ●15°C ●25°C ●-5°C ●() °C (6)性能 停電補償時間 ()
4. 交流無停電電源設備	(1)用途 () (2)容量 () kVA (3)給電方式 ・常時インバータ給電方式 ●ラインインタラクティブ方式 ●常時商用給電方式 (4)整流装置等 整流装置、インバーター装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。 (5)蓄電池 1)種類 ●蓄電池（●HS ●MSE ●長寿命MSE） 2)容量 ●アルカリ蓄電池（●AH ●AMH） 3)充電時間 () 6)補機類 ●製造者標準 ●その他 () (4)性能 1)交流入力電気方式 ●三相3線式（●200V ●() V） ●三相2線式（●200V・100V） ●單相2線式（●200V ●100V ●() V） 2)自立運転 ●する ●しない 3)系統連系 ●する ●しない (5)計測表示 遠方監視用接点 ●設けない ●設ける（詳細は別図による） (6)状態・警報表示 移報用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。
5. 雷保護設備	9. 分散電源 パワーゲーティングシステム 仕様詳細は別図による。
6. 電気設備	【発電設備】
7. 燃料式発電設備	10. 燃料式発電設備 1)用途 ●防災電源用（防災認定品） ●防災電源兼用（防災認定品） ●一般用 2)区分 ●常用 ●非常用 3)設置場所 ●屋内 ●屋外（普通地域・害地地域） 4)機器 ●発電装置 ●燃料ポンプ ●給油ボックス ●燃料移送ポンプ (4)発電装置 1)種類 ●ディーゼル発電装置 ●ガスタービン発電装置 ●ガスタービン発電装置 2)形式 ●簡易形 ●オーブン式 ●キャビネット式（●8.5dB(A)/lm ●7.5dB(A)/lm） 3)始動時間（停電復旧後） ●1.0秒以内 ●4.0秒以内 ●()秒以内 4)連続運転時間 ●2時間以上 ●10時間以上 ●24時間以上 ●7.2時間以上 5)発電機 ①電気方式 ●三相3線式（●6.6kV ●200V ●() V） ●單相3線式（●200V ●100V ●() V） ②定格周波数 ●60Hz 6)原動機 ●定格出力 () kW以上 ●() ps以上 7)燃料 ●種類 ●軽油 ●灯油 ●重油 ●その他 () 2)引湯式燃料 ●温湯 ●指定なし ●その他 () (6)燃料槽 1)形式及び容量 ●バッケージ搭載タンク（) リットル ●燃料小槽（) リットル ●主燃料槽（) リットル 2)燃料小槽 ●屋外型（●ステンレス製 ●鋼製） 3)主燃料槽 ①設置場所 ●屋内 ●屋外（地上） ●地下埋設（●タンク室内埋設 ●直埋設） ②形式 ●二重タンク ●一重タンク ●その他 () 3)設置工事 ①工事 ●別途工事 ●その他 () ④タンク室工事 ●工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () (7)給油ボックス 1)材質 ●ステンレス製 ●鋼製 ●その他 () 2)油量指示計 ●有 ●無 (8)燃料移送ポンプ 1)電動ポンプ ●油槽ポンプ ●油中ポンプ ●有 ●無 2)手動ポンプ（ウイニングポンプ） ●有 ●無 3)電動ポンプ水没防止バー ●有 ●無 (9)基礎 ●本工事（●21n/mm2 ●18n/mm2） ●別途工事 ●既設利用 ●その他 ()
8. 雷保護設備	5. 雷保護設備 (1)避雷針 1)受電端 ●突針 ●裸導体 ●笠木等の別途施工 2)避雷導線 ●引下導線 ●建築構造体利用 ●建築構造体利用 ●測定用補助接地 3)接地端子 ●接地端子設置 ●建築構造体利用 ●建築構造体利用 ●測定用補助接地 4)接地抵抗の測定 1)測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法 2)測定回数 ●3回 ●() 回 (3)接地極埋設部 接地には直接地極埋設を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
9. 電源回路の保護	【電線回路】 5. 電源回路の保護 1)低圧用SPDに於ける保護回路用遮断器は警報接点付とする。 2)主幹用SPDに於ける場合は、定格遮断容量5KA以上とする。 3)通信回線の保護 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。
10. 接地設備	4. 接地設備 (1)接地工事 1)種別 ●A種 ●B種 ●C種 ●D種 2)施工 ●各種単独 ●共用あり () (2)接地抵抗の測定 1)測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法 2)測定回数 ●3回 ●() 回 (3)接地極埋設部 接地には直接地極埋設を施工し、接地極の位置がわかるようにする。
11. 雷保護設備	5. 雷保護設備 高圧以外の受電設備については、本項によらず別図による。
12. 受電設備	(1)既設との取り合 ・無し ●盤改造 ●配線接続 ●その他 () (2)機器類 ●直列リクトル ●配線用遮断器 ●電磁接触器 ●その他 () (3)盤類 1)形式 ●キャビネット式配電盤（JIS C 4620） ●高スイッチギヤ（JEM 1425） ●() CX ●CW ●PW ●MW 2)中通路 ●有 ●無 3)特記事項 () (4)交流遮断器 真空遮断器（VCB） ①操作方式 ●手動ねじ操作 ●電動ねじ操作 ●電磁操作 ②引外し方式 ●電流引外し ●コンデンサ引外し ●直流電圧引外し

11. 太陽光発電設備	12. 風力発電設備
(1)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)架台は、JIS C 0955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。	(1)機器 ・風車発電装置 ●制御装置 ●系統連系保護装置 ●接続箱 (2)太陽電池アレイ 1)出力電力 ●三相3線式（●200V ●() V） ●単相3線式（●200/100V ●() V） 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(3)パワーコンディショナー ヨナ及び系統連系保 護装置	(4)情報処理装置 1)装置 ●データ処理装置 ●データ表示装置 ●気温計 ●日射計 2)記録作成 ●日報 ●月報 ●年報 (5)仕様詳細 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
(6)負荷開閉器	(6)仕様詳細 仕様詳細は別図による。
(7)変圧器	(7)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)架台は、JIS C 0955「太陽電池アレイ用支持設計標準」による。
(8)進相コンデンサ	(8)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(9)直列リクトル (進相コンデンサ用)	(9)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(10)設備不平衝	(10)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(11)キューピール等	(11)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(12)基礎	(12)機器 1)電力発生能力 ●公称出力 () kW 2)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 3)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 4)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 5)機能 ●自立運転 ●その他 () 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
(13)配線ビット及び蓋	(13)機器 1)施工 ●工事 (●21n/mm2 ●18n/mm2) ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 2)施工 ●工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () (14)設置場所 ●屋内 ●屋外（●地上） ●屋上
【電力貯蔵設備】	【風力発電設備】
6. 直流電源設備	(1)機器 ・風車発電装置 ●制御装置 ●系統連系保護装置 ●支持構造物 ●情報処理装置 (2)風車発電装置 発電能力 定格出力 () kW
7. 交流無停電電源設備	(3)機器 1)出力電力 ●三相3線式（●200V ●() V） ●単相3線式（●200/100V ●() V） 2)定格周波数 ●60Hz 3)設置場所 ●屋内 ●屋外 ●その他 () 4)設置方式 ●塔型 ●自立型 ●その他 () 5)機能 ●系統連系 ●高圧連系 ●みなし低圧連系 ●低圧連系 6)機能 ●自立運転 ●その他 () 7)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。
8. 電力平準化用蓄電設備	(4)支持構造物 自重、積載重量、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。
9. 支持構造物	(5)情報処理装置 1)装置 ●データ処理装置 ●データ表示装置 ●風速計 ●風向計 ●気温計 2)記録作成 ●日報 ●月報 ●年報 (6)仕様詳細 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
10. その他の発電設備	13. その他の発電設備 () の仕様詳細は別図による。
14. 構内情報通信網設備	【通信・情報設備】
1) LAN	14. 構内情報通信網設備
2) WAN	(1) インターフェース 1) LAN ●100BASE-T ●無線LAN () 2) WAN ()
3) 機器	(2) 機器 ・スイッチ ●ルータ ●メディアコンバータ ●ファイアウォール ●時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ●機器収納ラック ●アウトレット 各機器の仕様詳細は別図による。
4) ケーブル	(3) ケーブル 1) 幹線系 ●UTP ●光ファイバ ●その他 () 2) 支線系 ●UTP ●光ファイバ ●その他 () 3) ポラリス系 ●UTP ()
5) アウトレット	(4) アウトレット ・ローテンションアダプター（●固定型 ●上下動型（アップ式を含む）） ●壁コンセント ()
15. 構内交換設備	(5) 交換装置 ・交換装置 ●電話機 ●端子盤 ●アウトレット ・その他 ()
1) 機器	(6) 交換装置 1) 種別 ●構内交換装置（●デジタルPBX ●IP-PBX ●VoIPサーバ ●ボタン電話装置 ・局線内繋台方式 ●分散型繫台方式 ●ダイヤルイン方式 ・ダイレクトインダイヤル方式 ●ダイレクトインライン方式 ・その他 () 2) 局線応答方式 ●工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 3) 保安用接地 ●工事 ●別途工事 ●既設利用 ●その他 () 4) 本配電盤（MDF） ●立自由フレーム（●片面形 ●両面形） ●交換機一体型 ●壁掛型 ・その他 () 5) 電源装置 ① 形式 ●別置型 ●一体形 ●その他 () ② 停電補償時間 ●30分以上 () 以上
2) 交換装置	(3) 電話機 ●一般電話機 ●多機能電話機 ●IP電話

17. 映像・音響設備					
(1) 設備	・映像機器 　・音響機器 　・操作装置				
(2) 映像機器	1) 表示機器 　・プロジェクタ (・前面投射式 　・背面投射式) ・スクリーン (・反射マット形 　・反射ビーズ形 　・反射ストライプ形 　・透過形) ・その他 () ・液晶ディスプレイ 2) 付属機器 　・録画再生装置 (・HDD 　・Blu-ray/DVD) ・テレビチューナー (・UHF 　・BS 　・CS 　・その他 ()) ・カメラ 　・パソコン ・その他の機器 ()				
(3) 音響機器	1) 増幅器 ① 出力 () W ② 方式 　・ステレオ 　・モノラル ③ 出力インピーダンス 　・Lo形 　・Hi形 2) 付属機器 　・グラフィックコライザー 　・オーディオミキサー 　・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD 　・メモリオーディオ 　・その他 ()) ・ラジオチューナー (・FM 　・AM 　・その他 ()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ 　・デジタル) 　・赤外線式) ・その他の機器 () 3) スピーカ 　・天井分散配置方式 　・集中配置方式 　・併用方式 　・その他 ()				
(4) 操作装置	1) 形状 　・卓型 　・キャビネットラック型 　・その他 () 2) 設置 　・固定式 　・可動式 　・その他 ()				
18. 拡声設備	(1) 機器 　・増幅器 　・付属機器 　・操作装置 　・スピーカ 　・その他 () (2) 增幅器 　・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用 出力 () W 出力インピーダンス 　・Lo形 　・Hi形 (3) 付属機器 　・オーディオミキサー 　・リモコンマイク 　・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD 　・メモリオーディオ 　・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (・チャイム 　・独自メッセージ 　・プログラムタイム ・その他 ()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ 　・デジタル) 　・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM 　・AM 　・その他 ()) ・スピーカ切替装置 　・その他の機器 () (4) 操作装置 　・卓型 　・キャビネットラック型 　・壁掛型 　・その他 () (5) スピーカ 　・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用 結線 (・1W 　・3W 　・() W インピーダンス 　・Lo形 　・Hi形 設置場所 　・屋内 　・屋外 　・その他 ()				
19. 誘導支援設備	(1) 設備 　・音声誘導装置 　・インターホン 　・トイレ等呼出装置 (2) 音声誘導装置 1) 検出方式 　・磁気式 　・無線式 　・画像認識式 　・その他 () 2) 設置場所 　・屋外 (防雨形) 　・屋内 3) 機能 　・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 () 4) 機器 　・制御装置 　・送信機 　・受信機 　・その他 () 5) 制御装置 　・壁掛型 　・卓上形 　・複合盤組込 　・その他 () 6) 送信機 　・壁掛形 　・卓上形 　・埋込形 　・その他 () 7) 受信機 　・スピーカ方式 　・イヤホン式 　・その他 () (3) インターホン 1) 用途 　・内部受付用 　・外部受付用 　・夜間訪問用 　・身体障害者用 　・保守用 ・その他 () 2) 機能 　・音声通話 　・映像モニタ 3) 通話網 　・親子式 　・相互式 　・複合式 4) 通話方式 　・同時通話式 　・交互通話式 　・その他 () 5) 機器 　・親機 　・子機 　・その他 () 6) 親機 ①形状 　・壁掛型 　・卓上形 　・複合盤組込 　・その他 () ②送受話器 　・電話機形 　・マイク形 　・その他 () 7) 子機 ①形状 　・壁掛形 　・卓上形 　・埋込形 　・その他 () ②送受話器 　・電話機形 　・マイク形 　・その他 () (4) ブリッジ等呼出装置 1) 用途 　・トイレ呼出 　・受付呼出 　・非常通報 ・その他 () 2) 機器 　・親機 　・呼出スイッチ 　・警報装置 　・その他 () 3) 親機 　・壁掛型 　・卓上型 　・複合盤組込 　・その他 () 4) 呼出スイッチ 　・押ボタン式 　・引紐式 　・その他 () 5) 警報装置 　・光 　・音声 　・ブザー 　・ベル 　・その他 () (5) トレイル等呼出装置 1) 用途 　・トイレ呼出 　・受付呼出 　・非常通報 ・その他 () 2) 機器 　・親機 　・呼出スイッチ 　・警報装置 　・その他 () 3) 親機 　・壁掛型 　・卓上型 　・複合盤組込 　・その他 () 4) 呼出スイッチ 　・押ボタン式 　・引紐式 　・その他 () 5) 警報装置 　・光 　・音声 　・ブザー 　・ベル 　・その他 () (6) テレビ共同受信設備 1) 受信放送 　・UHF 　・BS 　・CS 　・FM 　・CATV 　・その他 () (7) 機器 　・増幅器 　・混合器 　・分波器 　・分歧器 　・分配器 　・機器収容箱 　・アンテナ ・その他 () (8) アンテナ 1) 放送 　・UHF 　・BS 　・CS 　・FM 　・その他 () 2) マスト 　・地上波用 (・壁面取付 　・自立 　・既設利用 　・その他 ()) ・衛星用 (・壁面取付 　・自立 　・既設利用 　・その他 ()) ・その他 () 3) 自立用基礎 　・本工事 　・別途工事 　・既設利用 　・その他 () (9) テレビ電波障害防除設備 1) 対象戸数 () 戸 (10) 機器 　・増幅器 　・混合器 　・分波器 　・分歧器 　・分配器 　・機器収容箱 　・アンテナ ・ヘッドエンド装置 　・その他 () (11) アンテナ 1) 放送 　・UHF 　・BS 　・CS 　・FM 　・その他 () 2) マスト 　・地上波用 (・壁面取付 　・自立 　・既設利用 　・その他 ()) ・衛星用 (・壁面取付 　・自立 　・既設利用 　・その他 ()) ・その他 () 3) 自立用基礎 　・本工事 　・別途工事 　・既設利用 　・その他 () (12) 監視カメラ設備 1) 機器 　・カメラ 　・モニタ装置 　・録画装置 　・ハウジング 　・旋回装置 ・その他 () (13) 伝送方式 　・アナログ伝送方式 　・ネットワーク伝送方式 　・その他 () (14) カメラ 1) 色方式 　・白黒 　・カラー 2) 駆動方式 　・固定式 　・遠隔可動式 3) 撮影条件 　・昼間 　・薄明時 　・夜間 4) 設置場所 　・屋内 　・屋外 　・その他 () (15) モニタ装置 1) 色方式 　・白黒 　・カラー 2) モニタ 　・PC 　・その他 () 3) 設置 　・自立型 　・卓上型 　・壁掛型 　・その他 () (16) 録画装置 1) 記憶媒体 　・デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 () 3) 時刻補正機能 　・FM放送受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・その他 ()	23. 駐車場管制設備 (1) 機器 　・管制盤 　・検知器 　・信号灯 　・警報灯 　・発券機 　・カーゲート 　・カードリーダ) (2) 管制盤 1) 機能 　・入場管理 　・退場管理 　・発券管理 　・その他 () 2) 形式 　・自立型 　・壁掛型 　・卓上型 　・その他 () (3) 検知器 1) 方式 　・赤外線式 　・超音波センサ式 　・ループコイル式 　・その他 () 2) 検知器外箱 　・ステンレス製 　・鋼製 3) 検出対象車両 四輪軽自動車以上 4) 検出対象速度 　・2~40 km/h 　・その他 () (4) 信号灯・警報灯 1) 方式 　・発光ダイオード式 　・その他 () 2) 警報音 　・音声 　・ブザー 　・その他 () 3) 外箱 　・ステンレス製 　・鋼製 (5) 発券機 1) 発行券 　・磁気式 　・ICカード式 　・その他 () 2) 発券方式 　・入場時発行 　・事前発行 　・その他 () (6) カーゲート 　・バー式 (・グラスファイバー製 　・アルミ製 　・鋼製 (防錆処理)) ・その他 () 24. 防犯・入退室管理設備 (1) 設備 　・防犯装置 　・入退室管理装置 (2) 防犯装置 1) 機器 　・センサ 　・制御装置 　・その他 () 2) センサ 　・バッシブセンサ 　・赤外線センサ 　・画像センサ 　・マグネットセンサ 3) 制御装置 ① 形式 　・自立型 　・壁掛型 　・卓上型 　・複合盤組込 　・その他 () ② 時刻補正機能 　・FM放送受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・その他 () 4) 機能 　・警報 　・記録 　・監視カメラ連動制御 　・センサ入出切御 ・その他 () (3) 入退室管理装置 1) 機器 　・制御装置 　・認識部 ・電気錠 (・本工事 (・建築工事 　・電気設備工事) 　・別途工事 　・既設利用) ・セキュリティゲート 　・その他 () 2) 制御装置 ① 形式 　・自立型 　・壁掛型 　・卓上型 　・複合盤組込 　・その他 () ② 時刻補正機能 　・FM放送受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・長波標準電波受信 (・アンテナ設置 　・既設利用) ・その他 () ③ 基本機能 施解錠制御、許可・不許可設定、設定データバックアップ機能、こじ開け警報の搭載は必須とする。 ④ 特記機能 　・遠隔施解錠制御 　・スケジュール設定制御 　・記録機能 　・照明空調制御 ・防災防犯インテグレーション機能 　・その他 () 3) 認識部 　・バイオメトリックス () 　・暗証番号 　・磁気カード 　・ICカード 4) セキュリティゲート 仕様詳細は別図による。	【中央監視御設備】 29. 中央監視御設備 (1) 監視御対象設備 　・動力設備 　・受電設備 　・発電設備 　・火災報知設備 ・その他 () (2) 既設との取り合い 　・無し 　・盤改造 　・配線接続 　・その他 () (3) 機器 　・監視操作装置 　・信号処理装置 　・記録装置 　・伝送装置 　・端末装置 ・その他 () (4) 機能 仕様詳細は別図による。 (5) 監視操作装置 1) 形式 　・壁掛型 　・自立型 　・卓型 　・その他 () 2) 設置 　・単独 　・監視操作装置に組込 3) 操作装置 　・タッチパネル 　・キーボード 　・マウス 　・その他 () (6) 信号処理装置 1) 形式 　・壁掛型 　・自立型 　・卓型 　・ラック型 　・卓上型 　・その他 () 2) 設置 　・単独 　・監視操作装置に組込 3) 装置 　・プリンタ 　・記録メディア () ・その他 () 【医療関係設備】 30. 非接地電源用分電盤 (1) 機器 　・絶縁変圧器 　・絶縁監視装置 　・電流監視装置 　・医用接地センタボディー ・その他 () (2) 仕様詳細 仕様詳細は別図による。	31. ナースコール設備 (1) 形式 　・基本形ナースコール装置 　・携帯形ナースコール装置 　・情報表示形ナースコール装置 　・病床ユニット 仕様詳細は別図による。	【構内配電線路】 32. 構内配電線路 (1) 配線方式 ●地中線式 (・直埋 　●管路) 　・架空線式 (・直接 　・ちょう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 　・隠蔽配管 　・その他 ()) ・その他 () (2) 建柱 1) 施工 　・本工事 　●既設柱利用 　・その他 () 2) 電柱 　・コンクリート柱 　●鋼管柱 　・バンザマスト ・その他 () 3) 支持材 　・根かせ 　・根はじき 　・根巻き 　・底板 　・支線 (保護ガード 　・有 　・無) 4) 装柱材料 　・有 (電力仕様) 　・無 5) 銀板 　・有 　・無 (3) 装柱機器 (高圧用) 1) 機器 　●開閉器 　・避雷器 　・カットアウト 　・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 　・一般用 　●耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受電設備 (6) 負荷開閉器 による。 (4) 装柱機器 (低圧用) 1) 機器 　・開閉器 　・開閉器箱 　・避雷器 　・カットアウト 　・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 　・一般用 　・耐塩用 (5) ハンドホール、マンホール 1) 形式 　●ブロック式 　・現場打ち 2) 施工 　・本工事 (・建築工事 　・電気設備工事) 　・別途工事 　・既設利用 　・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 　・2箇所 　・4箇所 　・() 箇所 (6) 鋼鉄蓋 1) 鋼鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 (7) 地中ケーブル保護材料 1) 種類 ●FEP 　・GLT (PEライニング管) 　・VE 　・HIVE 　・SGP ・厚鋼電線管 　・その他 () 2) 標示杭埋設 　・コンクリート製 　・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート 　●2倍長 　・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。 【構内通信線路】 33. 構内通信線路 (1) 用途 　・電話用 　・拡声用 　・時刻表示用 　・火災報知用 　・非常警報用 　・インターホン用 ・テレビ共同受信用 　・防犯用 　・制御用 　・その他 () (2) 配線方式 　・地中線式 (・直埋 　・管路) 　・架空線式 (・直接 　・ちょう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 　・隠蔽配管 　・その他 ()) ・その他 () (3) 建柱 1) 施工 　・本工事 　・既設柱利用 　・構内配電線柱に添架 　・その他 () 2) 電柱 　・コンクリート柱 　・鋼管柱 　・バンザマスト ・その他 () 3) 支持材 　・根かせ 　・根はじき 　・根巻き 　・底板 　・支線 (保護ガード 　・有 　・無) 4) 装柱材料 　・有 　・無 5) 銀板 　・有 　・無 (4) ハンドホール、マンホール 1) 形式 　・ブロック式 　・現場打ち 2) 施工 　・本工事 (・建築工事 　・電気設備工事) 　・別途工事 　・既設利用 　・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 　・2箇所 　・4箇所 　・() 箇所 (5) 鋼鉄蓋 1) 鋼鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 (6) 地中ケーブル保護材料 1) 種類 　・FEP 　・GLT (PEライニング管) 　・VE 　・HIVE 　・SGP ・厚鋼電線管 　・その他 () 2) 標示杭埋設 　・コンクリート製 　・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート 　・2倍長 　・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。 【その他】 34. 消火器 (1) 設置 　・本工事 (・建築工事 　・電気設備工事 　・機械設備工事) 　・別途工事 2) 消火器 種別 () 、数量 () 本 3) 消火器収納箱 材質 () 、数量 () 面

標準取付高さ 準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。（○印はバリアフリー対応）					
	名 称	側 点	取付高さ (mm)	備	考
電力	接地端子盤	床上～下端			
	取引計器	地上～窓中心	1,800～2,000		
	引込開閉器	床上～中心	1,800～2,000		
電灯	分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm	
	スイッチ	床上～中心	1,300	○1,000mm	
	コンセント（一般）	床上～中心	300	○400mm	
	コンセント（和室）	床上～中心	200		
	コンセント（台上）	床上～中心	150		
	コンセント（WP）	床上～中心	1,000		
	コンセント（地下）	床上～中心	1,000		
	コンセント（土間）	床上～中心	500		
	プラケット（一般）	床上～中心	2,100～2,300		
	プラケット（鏡上）	鏡上端～中心	150		
	プラケット（処理場）	床上～中心	2,500		
動力	壁掛型制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900mm	
	手元開閉器	床上～中心	1,500		
	操作スイッチ	床上～中心	1,300		
電話	端子盤	床上～下端	300		
	保安器盤	床上～中心	2,000		
	壁位置ボックス	床上～中心	300		
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	200		
時計・拡声	壁掛け型親時計	床上～中心	1,500	上端1,900mm	
	子時計	床上～中心	2,300		
	壁掛けスピーカ	床上～中心	2,300	2,500mm	
	アッテネータ	床上～中心	1,300		
表示	表示器	床上～中心	2,300		
	壁付発信器	床上～中心	1,300		
	ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300		
インターホン	壁付インターホン	床上～中心	1,300		
	壁位置ボックス	床上～中心	300		
	壁位置ボックス（和室）	床上～中心	200		
	子機（身障者用）	床上～中心	1,100		
	呼び出しボタン（身障者用）	床上～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目（高700mm、便座先端から前方400mm）	
	表示灯（身障者用）	床上～中心	1,800		
テレビ	機器収容箱	床上～中心	2,000		
	直列ユニット	床上～中心	300		
	直列ユニット（和室）	床上～中心	200		
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	1,500		
	発信器	床上～中心	1,300		
	表示灯	床上～中心	1,800		
	ベル	床上～中心	2,300		



合計 容量	記号	負荷名称	負荷容量 (kVA)	幹線サイズ	M C C B • E L C B P A F / A T
		校舎電灯		3 225 / 150	
		体育館電灯		3 225 / 150	
				3 100 / 100	
		予備		3 50 / 50	
		所内電源		2 50 / 20	
	L G R			2 50 / 20	
	予備			2 50 / 20	

单線結線図

国土交通省仕様 消防認定品

改訂日	改訂記号	改訂内容

印 設 計 · 監 理 一 級 建 築 士 事 務 所 登 錄 三 重 縣 知 事 1-23

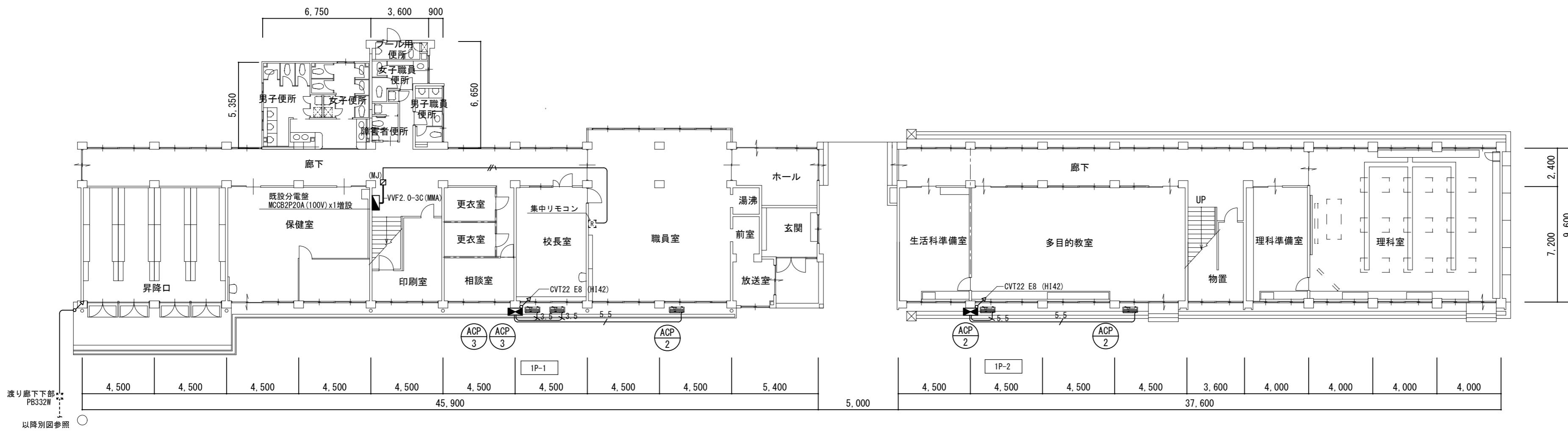
株式会社 マツダ 設計

514-0064 三重県津市長岡町800-90
TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590

管理建築士	承 認	設 計	製 図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
一級建築士 大臣登録 264600 松田 恭一				図面名 高圧単線結線図	—	E-04 原図 : A2

動力制御盤リスト											
盤名称	幹線番号 結線	負荷			分岐開閉器容量						
		機器番号	機器名称	容量(KW)	種類	P	AF	AT	主回路	操作回路	制御盤二次側配線
1P-1 屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T22'</p>	[1]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[2]	ACP-3	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5'-4C (HI28)
		[3]	ACP-3	2.25	ELB	3	50	15			CV3.5'-4C (HI28)
1P-2 屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T22'</p>	[1]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[2]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
2P-1 屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T38'</p>	[1]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[2]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
3P-1 屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T38'</p>	[1]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[2]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
RP-1 屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 225AF/125AT 21.52KW CV-T38'</p>	[1]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[2]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[3]	ACP-2	5.38	ELB	3	50	30			CV5.5'-4C (HI28)
		[4]	ACP-3	2.25	ELB	3	50	15			CV5.5'-4C (HI28)
		[5]	ACP-3	2.25	ELB	3	50	15			CV5.5'-4C (HI28)
S-1 2階設置屋外壁掛SUS	<p>MCB3P 100AF/75AT 10.76KW CV-T38'</p>	[1]	ACP-1	1.62	ELB	3	50	15			CV3.5'-4C (HI22)

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.	
												E-05
				株式会社 マツダ設計 514-0064 三重県津市長岡町900-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590	一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一				図面名 分電盤接続図	縮尺 —	原図:A2	

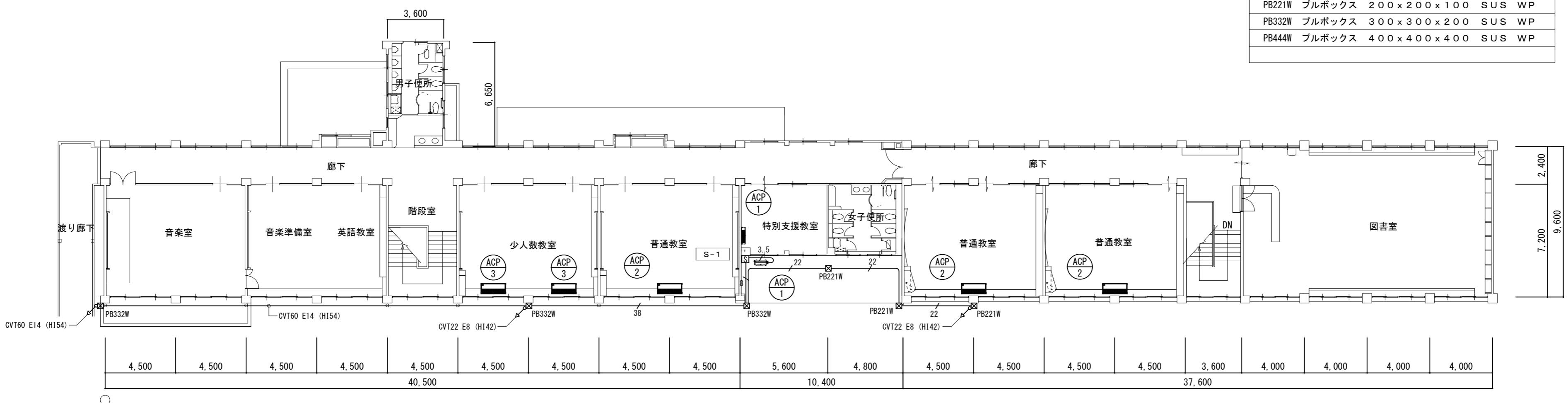


1階 平面図 1/200

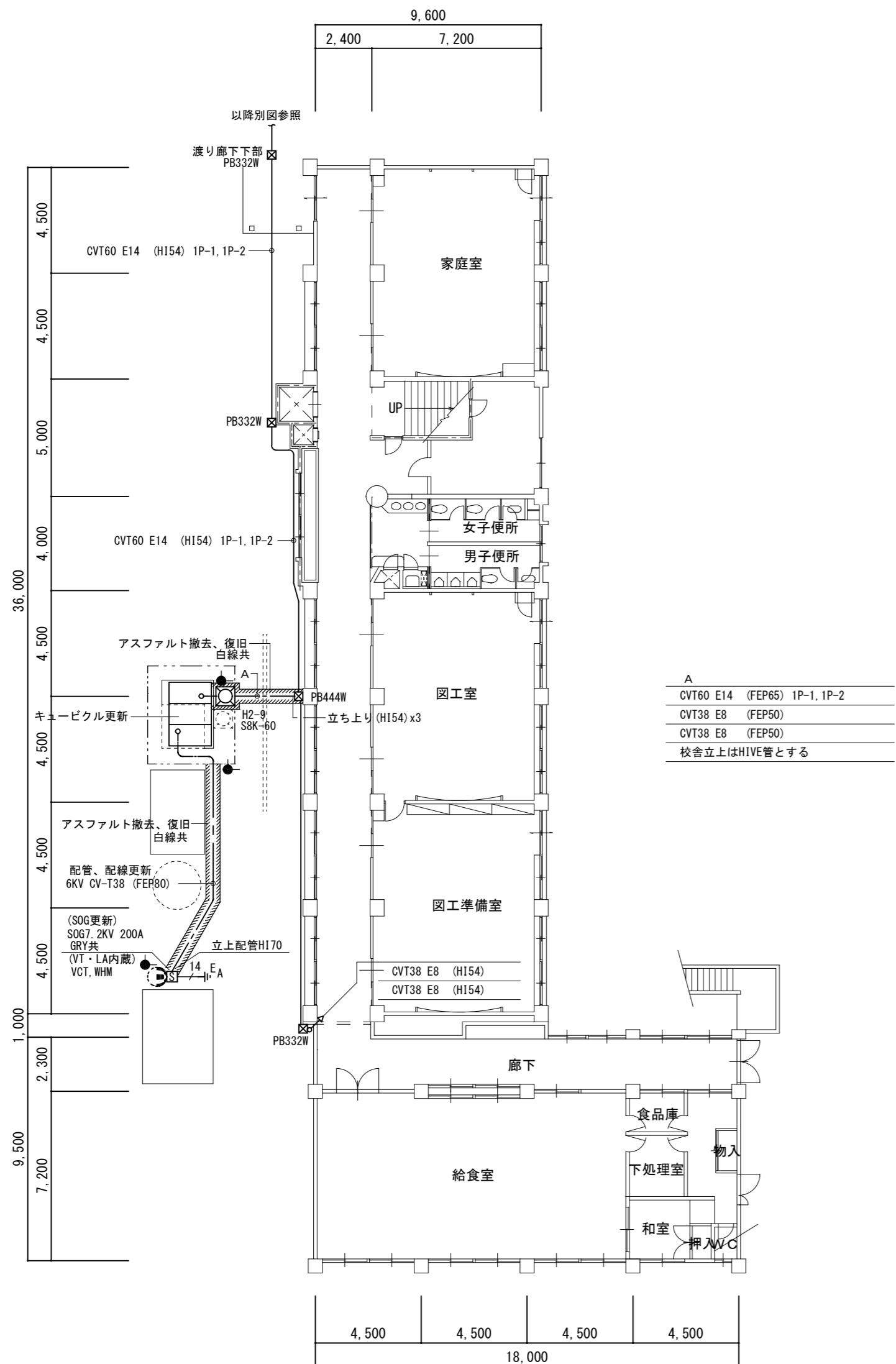
注記

1. 図中記入なき配線は下記とする。
— / 38 CVT 3 8 E 8 (H I 5 4)
— / 22 CVT 2 2 E 8 (H I 4 2)
— / 14 CVT 1 4 E 5. 5 (H I 3 6)
— / 3. 5 CV 3. 5 - 4 C (H I 2 8)
— / 5. 5 CV 5. 5 - 4 C (H I 2 8)
— / 8 CV 8 - 4 C (H I 2 8)
—— VVF 1. 6 - 3 C
二重天井内はケーブルコロガシ配線とし、コンクリート部及び 壁内立下り部は電線管にて保護とする。
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
◇印は、アルミバネル通箇所位置を示す。
※印は、既設配線接続位置を示す。
□ C ~ カバーブレート取付
PB221W ブルボックス 200 x 200 x 100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300 x 300 x 200 SUS WP
PB444W ブルボックス 400 x 400 x 400 SUS WP

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事	年月日	No.
				株式会社 マツダ設計	一級建築士 大庭恭一 松田恭一				津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事		E-06
				514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL : 059-228-6590 FAX : 059-228-6590					図面名	1/200	
									電気設備 普通・特別教室棟 1階平面図	縮尺	原図: A2

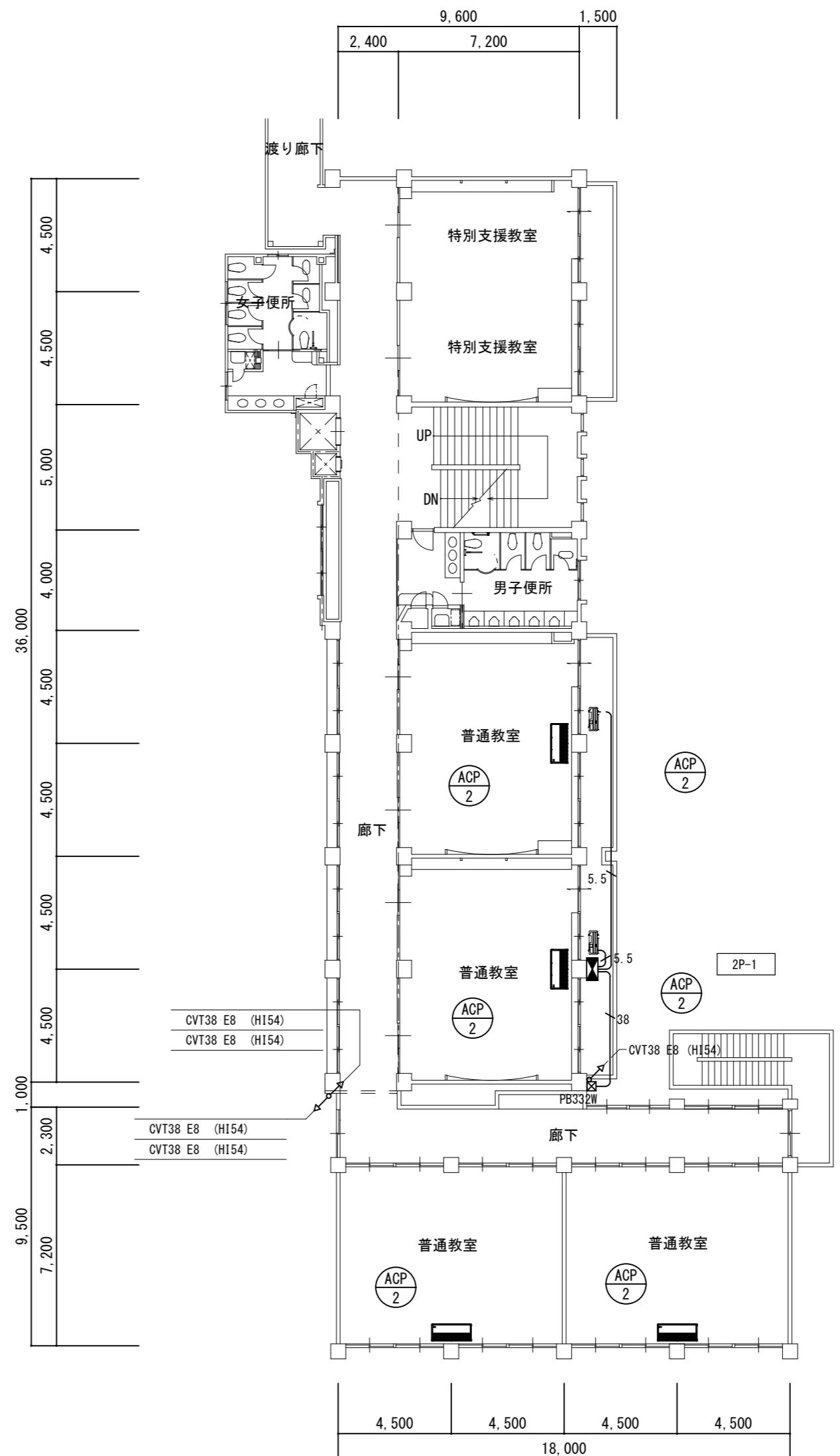


2階 平面図 1/200



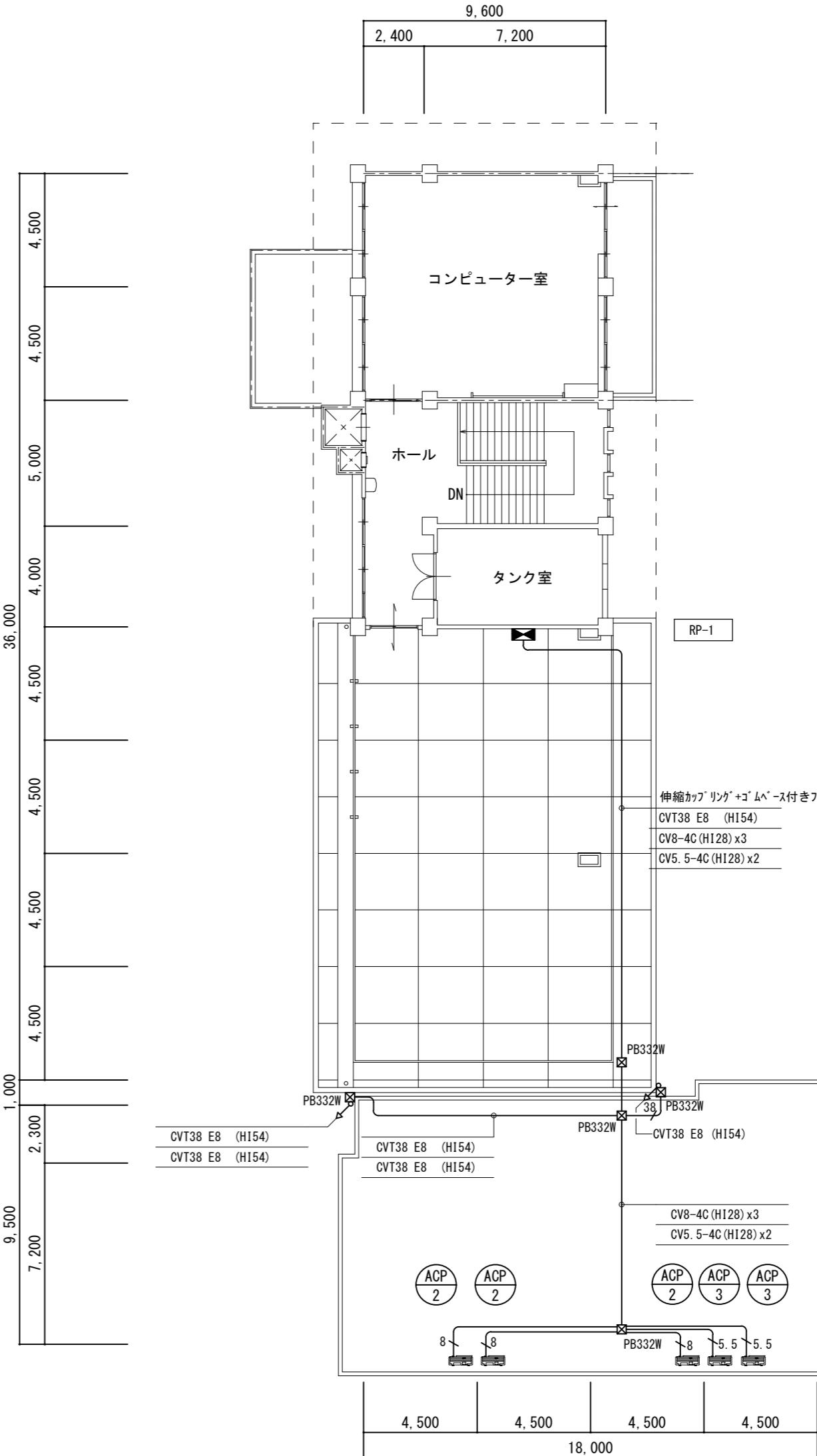
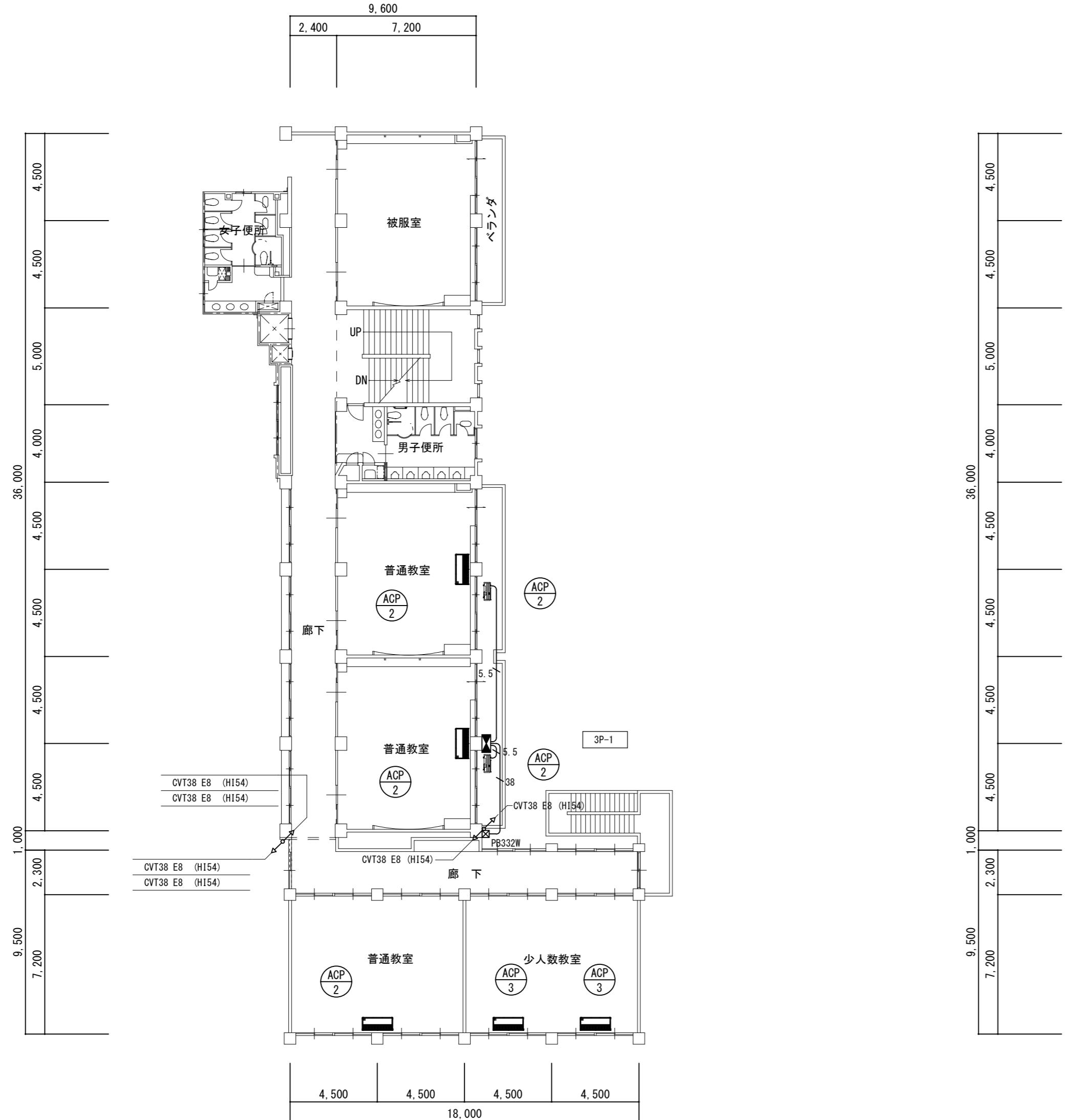
1 階 平面図 1/200

停電作業時について
給食室
必要に応じ発電機を仮設置し冷蔵庫へ電源を供給すること
1φ 100V 5KVA ~1台 (冷蔵庫~3台)



2階 平面図 1/200

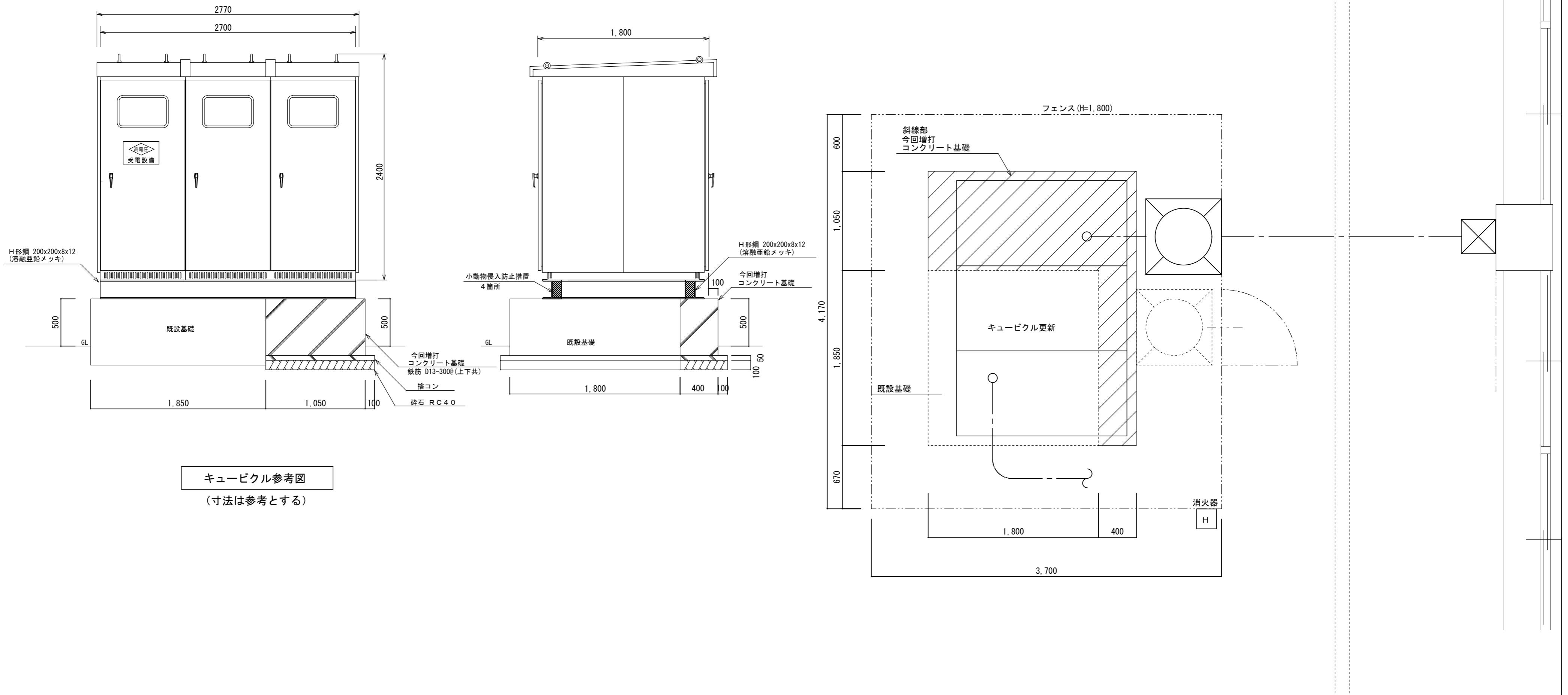
注記				
1. 図中記入なき配線は下記とする。				
— / 38	C V T 3 8	E 8	(H I 5 4)	
— / 22	C V T 2 2	E 8	(H I 4 2)	
— / 14	C V T 1 4	E 5 . 5	(H I 3 6)	
— / 3 . 5	C V 3 .	5 - 4 C	(H I 2 8)	
— / 5 . 5	C V 5 .	5 - 4 C	(H I 2 8)	
— / 8	C V 8 - 4 C		(H I 2 8)	
V V F 1 . 6 - 3 C				
二重天井内はケーブルころがし配線とし、コンクリート部及び 壁内立下り部は電線管にて保護とする。				
★印は、壁貫通箇所位置を示す。				
◇印は、アルミパネル通箇所位置を示す。				
※印は、既設配線接続位置を示す。				
□ C ~ カバープレート取付				
PB221W	ブルボックス	2 0 0 × 2 0 0 × 1 0 0	S U S	WP
PB332W	ブルボックス	3 0 0 × 3 0 0 × 2 0 0	S U S	WP
PB444W	ブルボックス	4 0 0 × 4 0 0 × 4 0 0	S U S	WP
●	埋設表示杭	(鉄製)		
埋設管路には、埋設標示シート(ダブル)を敷設すること				

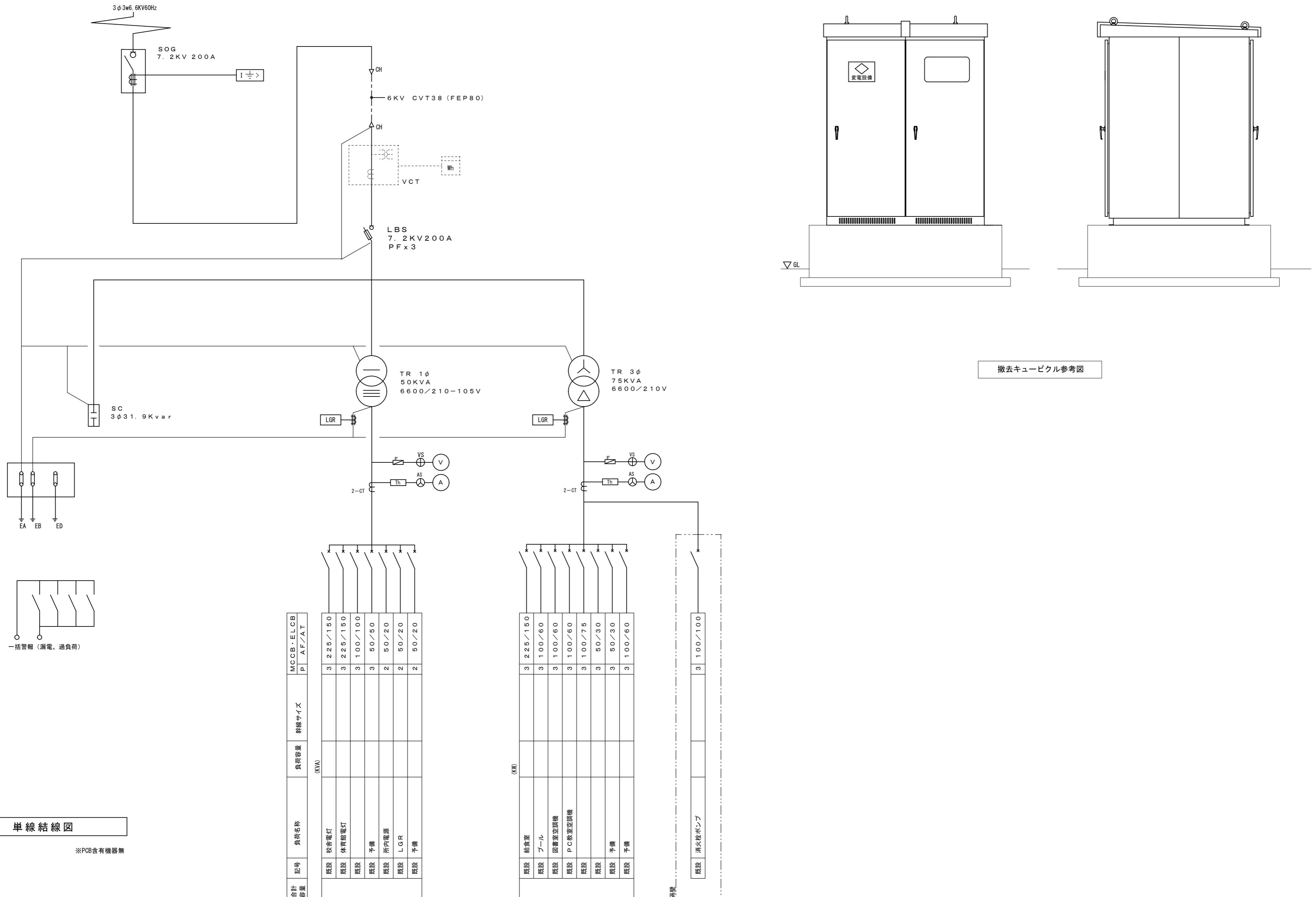


注記

1. 図中記入なき記録は下記とする。
/ 38 CVT38 E8 (H154)
/ 22 CVT22 E8 (H142)
/ 14 CVT14 E5.5 (H136)
/ 3.5 CV3.5-4C (H128)
/ 5.5 CV5.5-4C (H128)
/ 8 CV8-4C (H128)
— VVF 1, 6-3C
二重天井内はケーブルころがし配線とし、コンクリート部及び 壁内立下り部は電線管にて保護とする。
★印は、壁貫通箇所位置を示す。
△印は、アルミパネル通箇所位置を示す。
※印は、既設配線接続位置を示す。
□ C ~ カバーブレート取付
PB221W ブルボックス 200x200x100 SUS WP
PB332W ブルボックス 300x300x200 SUS WP
PB444W ブルボックス 400x400x400 SUS WP
屋上配管で15mを超える場合は伸縮カップリングを取り付けること
屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする

改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町800-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士 承認 設計 製図 一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 図面名 電気設備 普通・特別教室・給食棟 3、4階平面図	No. 年月日 E-09 1/200 縮尺 原図: A2
-----	------	------	---	--	---	---	---------------------------------------





改訂日	改訂記号	改訂内容	印	設計・監理 一級建築士事務所登録 三重県知事 1-2319 株式会社 マツダ 設計 514-0064 三重県津市長岡町900-90 TEL: 059-228-6590 FAX: 059-228-6590	管理建築士	承認	設計	製図	津市立豊津小学校普通教室空調設備設置工事 年月日	No. E-11
					一級建築士 大臣登録 264600 松田 恒一					
					図面名 高压単線結線図（撤去）				年月日 —	縮尺 原図: A2